

---

# 市民参加と協働のまちづくり 推進指針

---

平成19年2月27日

駒ヶ根市

## 指針策定の目的

協働のまちづくりは、市民や市民団体等、そして行政が連携・協力し、みんなで知恵を出しあい、力をあわせて、豊かな地域社会を実現していこうとするものです。そこで、この指針は、市民、市民団体等と行政が一定の共通認識をもって協働を推進していくことができるよう基本的な方向を示すものです。

つまり、分権時代にふさわしい新たな行政システムの中心をなすものが「協働」であり、指針は、地方分権時代にふさわしい「市民と行政がともにつくるまちづくりの姿、手法」を示しています。

具体的には、協働の基本的な考え方や市民と行政がともに理解しておくべきルールや仕組み、推進策の方向性や手順を示しています。

この指針は、市民会議の意見提言をもとに策定したもので、協働のまちづくりを進めるにあたって、行政が行うべきこと、市民が努めるべきことなど責務や義務についても明示をしています。

協働のまちづくりの推進に向けた具体的活動を進め、実践を積み重ねる中で、常に指針の見直しを進めます。

# 目次

《はじめに》 これからのまちづくりの基本とすべき事項	1
第1章 現状と課題 - なぜ、市民参加・協働を議論するのか -	4
1 時代背景と地方分権時代の到来	5
2 市の現状と課題	6
第2章 協働に関する基本的な考え方	7
1 協働のまちづくりとは何か	
(1) 「新しい公共」という考え方	8
- 「公共はみんなで担うもの」という考え方 -	
(2) 日常生活での活動	8
(3) 協働のまちづくりとは	9
2 なぜ協働を推進するのか	
- 住みよいまち、活力のあるまちづくり -	
《私たちのまちや生活の何がかわるのか 何を換えようとしているのか》	
(1) 豊かに暮らせる地域社会の実現	10
- この仕組みなしには時代に取り残される -	
(2) 地域力を高め、地域自治の確立を目指す	10
(3) 行政のあり方を根本から問い直す	10
(4) 地域社会システムの見直し	11
(5) 市民参加の促進と情報の共有の促進	11
(6) 行政の推進体制の構築	11
(7) 何がかわるか（これまでのまとめ）	11
3 協働の実施主体・領域や分野	
(1) 協働の主体	13
(2) 協働の領域の明確化	13
(3) 協働の分野	14
4 ネットワークのあり方	
(1) ネットワークのあり方	15
- 相乗効果を上げるために -	
(2) コーディネートの必要性和主体	15
- ネットワークするために -	
(3) パートナーシップの構築	15
- お互いの能力、長所をうまく生かすために -	

(4) 小さな団体や個人が行う市民活動	.....16
- 小さな活動を大切にすることから -	
(5) 市民団体等と行政の連携・協力のあり方	.....16
<b>5 協働を推進するためのルール</b>	
- 協働を進めるにあたってお互いに理解（自覚）しておくべきこと -	
(1) 対等であること	- みんなが対等で主役であること - .....16
(2) 情報を公開すること	- みんなに見える関係であること - .....17
(3) 話し合い	.....17
- 日頃から話し合いの場を持つこと。同じテーブルにつくこと -	
(4) お互いの立場や特性を理解すること	.....17
- お互いの立場や特性を理解し、能力に応じて連携・協力すること -	
(5) 目的を共有すること	- 目指すところが一緒であること - .....17
(6) 自主性を尊重すること	
- 自主的かつ自己責任のもとで行われること -	.....17
(7) 自立的であること	- 依存の関係でなく、自立していくこと - .....17
<b>第3章 協働のまちづくりを推進するために</b>	.....18
<b>1 具体的に協働を推進するための基本的な方向</b>	
《 協働のまちづくりの考え方や必要性を理解し、 具体的に協働を推進するために取る組むこと 》	
(1) 協働を推進するための基本的な方向	.....19
<b>2 協働を進める上での姿勢</b>	
《協働の担い手が役割を理解するために考えなければならない 基本的事項及び協働の基盤づくりとして取り組むこと》	
(1) 市民	.....20
(2) 市民と行政	.....21
(3) 行政	.....21
<b>3 協働の基盤となる地域社会をつくるために</b>	
(1) 協働の促進のための基盤整備	- 市民と行政の信頼関係の確立 - .....21
(2) 主体的な市民活動の推進のための基盤整備	.....21
(3) 地域自治の活性化と市民参加の推進による基盤整備	.....21
<b>4 市民と行政の役割分担について</b>	
(1) 役割分担	.....22
(2) 行政の役割と責任	.....23

5	行政との協働の形態	
(1)	事業委託	.....23
(2)	補助金・交付金等の助成	.....24
(3)	共催・後援	.....24
(4)	事業計画段階への参加	.....24
(5)	情報交換・情報提供	.....25
(6)	公の施設の使用や公有地の利用	.....25
6	市が構築すべき制度やしくみについて - 制度の構築に向けて -	
(1)	支援制度の構築の基本的な考え方	.....25
(2)	提案制度 - 市民の発想を生かすために -	.....26
(3)	補助制度（支援制度） - 主体的な活動を進めるために -	.....26
(4)	拠点施設、交流の場の創設	.....26
	- 情報を得るために、話し合いの場を持つために、市民活動を広めるために -	
(5)	協働を進める人づくり - 主体的に協働を進めるために -	.....27
7	行政の推進体制の構築 - 職員の意識改革 -	.....28
8	主体的な市民活動を推進するための具体的な対応策	.....28
	- 主体的な市民活動を推進するために -	
<b>第4章 地域自治の確立と自治組織の活性化</b>		<b>.....30</b>
1	自治組織の現状と課題	
(1)	自治組織の現状認識	.....31
(2)	自治組織の必要性	.....32
(3)	自治組織が抱える課題	.....32
(4)	課題とその問題の所在の整理	.....33
2	何を取り戻し、何を新たにつくりあげるべきか	.....34
3	自治組織の活性化に向けて - 特に全戸加入に向けて -	
(1)	自治組織の役割	.....35
(2)	地域自治における責務	.....35
(3)	地域自らの改革に向けて	.....35
(4)	行政の役割	.....35
4	自治組織と行政の関係	
(1)	自治組織の認識（行政からの認識）	.....36
(2)	市が自治組織を通じて道路改修要望を掌握することについて	.....36
(3)	自治組織を通じて広報や行政サービスの取りまとめを することについて	.....36

5	自治組織の活性化のための具体的な対応策の展開	.....37
6	市民団体等との連携・協力	
	(1) 大きな力を生みだすために	.....39
	(2) 地域活動を活性化するために	.....39
7	地域内分権に向けた検討	.....39
<b>第5章 市民参加の推進</b>		<b>.....40</b>
	- 市民と行政が共通した認識と目標をもって 協働のまちづくりを進めるために -	
1	市民参加の現状と課題	.....41
2	市民参加とは何か	
	(1) 市民参加で何を実現しようとしているのか	.....42
	(2) 対象事項 - どこまで市民参加を進めるか -	.....43
	(3) 市民参加の方法	.....44
	(4) 対象者	.....44
3	事業等の発想段階における市民参加	
	- 白紙段階からの市民参加 -	
	(1) 市民の声を生かす仕組み	.....45
	(2) 市の窓口体制のあり方	.....45
4	計画策定段階における市民参加	
	(1) 対象事業 - どういった事業計画を対象とすべきか -	.....46
	(2) 手法 - 市民参加の手法はどうあるべきか -	.....46
	(3) 参加者 - 多くの皆さんが参加するために -	.....46
	(4) 多様な民意の把握 - 声なき声をどう把握するか -	.....47
5	決定段階における市民参加	
	(1) 選挙 - 最も基本的な市民参加 -	.....47
	(2) 議会制民主主義	.....47
	- 市民の代表による意思決定制度を理解し、市民参加の全体像をどう考えるか -	
	(3) 住民投票をどう考えるか	.....47
6	実施段階・評価段階における市民参加	
	(1) 参加の手法 - 実施段階における市民参加の手法 -	.....48
	(2) 専門的意見提言のあり方	.....48
	(3) 評価段階への市民参加	.....48

7 より市民参加を進めるために（まとめ）	.....49
<b>第6章 情報の公開、提供、共有化</b>	<b>.....50</b>
<b>第1節 行政からの情報の提供及び情報の共有化</b>	
1 行政からの情報の提供 - 現状の整理 -	
(1) 全市民への情報の提供	.....51
(2) 必要とする情報の提供	.....51
(3) コミュニケーションを伴う情報の提供	.....51
2 情報の共有とは	.....51
3 地域での情報の共有 - プライバシーと信頼関係 -	
(1) 情報の提供及び共有	.....51
(2) プライバシーと信頼関係	.....52
(3) 情報の把握	.....52
- 地域（又は団体）自らが情報を把握し、適切に活用するために -	
(4) 行政情報の提供の考え方（地域活動に必要な行政情報の扱い）	.....52
- 個人情報保護条例の考え方 -	
<b>第2節 市民参加・協働推進のための情報の提供・共有</b>	
1 市民参加を求めようとする場合の情報提供のあり方	
(1) どのように情報を提供すべきか	.....53
- 計画の概要、策定スケジュール、参加の方法、進ちょく状況、会議録など -	
(2) 情報の提供の手法	.....53
2 情報の共有化 - 行政がすべきこと -	.....54
<b>第7章 市の責務と市民の責務</b>	<b>.....55</b>
- 市民参加と協働のまちづくりを推進するために努力すべきこと -	
1 市の責務	.....56
2 市民の責務	.....57
3 市及び市民の共通の責務	.....57
<b>第8章 推進にあたって - 行財政運営の考え方 -</b>	<b>.....58</b>
1 行財政運営の考え方	.....59
2 推進にあたって	.....61
- 歩きながら考え、考えながら歩く -	



はじめに

## これからのまちづくりの基本とすべき事項

改革と創造へのまちづくり推進市民会議の提言を受け、駒ヶ根市がこれからのまちづくりの基本とすべき事項の概要を示します。



(はじめに)

文化や伝統、産業や教育、コミュニティーなど先人の築いた歴史を生かしながら、明るく住みよい、いきいきとした地域社会を築くこと、また、豊かで美しい自然に恵まれた、文化公園都市を次の世代に引き継ぐこと、これは私たち駒ヶ根市民の願いであり責任でもあります。

しかしながら時代は大きく変化しています。少子高齢化による人口減少社会の到来は、社会保障制度の維持や経済、地域の活力にも深刻な影響を与えられています。また、国・地方を通じた厳しい財政状況や市民の価値観の多様化など社会環境の変化による新たな地域課題も増えてきています。

こうした状況の中で、駒ヶ根市は単独での自立の道を選択しました。行財政改革5カ年計画の財政見通しでは、今後一層の厳しい財政状況が予想され、これまでと同様の行政システムやまちづくりの手法では、地域課題への対応や心豊かで活力に満ちた住みよい地域社会を構築することは難しい状況にあります。

もちろん、豊かな地域社会を築いていくためには、行政がすべきことを行政が効率的、効果的に行うことは当然のことであり、そのための行財政改革や職員の資質の向上への取り組みは、確実に行わなければならない、計画に沿って取り組むこととしています。

しかし、それと並んで大切なことは、これからのまちづくりの主役は市民の皆さん一人ひとりであることを自覚し、自分たちの地域をよくするためには自ら何ができるのかを考え、そしてできることから実行していくことではないでしょうか。

協働のまちづくりを推進するための指針を策定するにあたり、改革と創造へのまちづくり推進市民会議の提言を受け、市民参加と協働のまちづくりの推進の仕組みづくりの基本的事項及び重点的取り組み事項を次のとおり整理しました。

(基本とする事項)

- 1) 市民は、『一人ひとりがよりよい地域づくりのために何ができるのか』を考え、できることから実行していくよう努めること。市は、こうした考えをもとにした市民や市民団体等の主体的な活動の活性化を図るとともに、市民団体等が協力や連携できる仕組みの構築に努めること。
- 2) これからのまちづくりは、「公共サービスの提供や地域課題の解決には、行政だけでなく、みんなが力をあわせて行う必要があるという考え方」や「自助、共助、公助の精神を再び取り戻し、家庭や個人でできることは自ら行い、その上で、できないところを地域の力や行政が行うという考え方」を基本とすべきであること。

- 3) 市民は、一人ひとりが豊かな地域づくりのための主体であることを強く自覚し、自らの責任のもとに行動する自立した市民として、常に地域に学び、社会に学ぶため、積極的に社会参画に努めること。
- 4) 自治組織については、その役割の重要性を認識し、これを尊重し、積極的に活動に参加し、自らの住む地域の活性化を図るよう努めること。
- 5) 市は、市民や市民団体等から意見、要望、苦情等があったときは、誠実かつ速やかに対応し、信頼関係を築くこと。
- 6) 市職員は、協働を推進するにあたり、地域・社会的課題を市民の一員として考え行動し、市民団体等の活動内容、意欲、発想を理解し、直接現場に触れることでさらに理解を深め、意識の高揚を図ること。
- 7) 市は、市民参加のシステムとして、市の主要な計画の策定などに市民の意見が反映できる仕組みや、事業の実施に市民が参加できる仕組みを構築するとともに、事業の効果や成果を公表するよう努めること。
- 8) まちづくり全般について、市は必要とする情報をわかりやすく市民に提供し、市民はその情報に耳を傾けるよう努めること。また、市は、市民と行政が互いのことを理解しあいながら、市の将来について議論できる環境づくりに努めること。
- 9) 市は、行財政改革を一層進め、安定的・持続的な行政運営に努めること。また、協働という新たな行政システムを推進しつつ、財政状況、行政需要、政策課題の変化に対応した適正な規模の行政体の構築と人件費等の経費の抑制に努めること。

今後この基本事項に沿って、まちづくりの仕組みづくりを進め、みんなで力をあわせ市民総参加のもとで進める協働のまちづくりが実現できれば、この厳しい時代にあっても、私たちの世代から次世代へと市民一人ひとりが豊かに暮らせる地域社会が実現できるものと考えています。



## 第 1 章

### 現状と課題

- なぜ、市民参加・協働を議論するのか -

今なぜ、市民参加や協働について考えなければならないのか、その時代背景や駒ヶ根市の置かれている状況を示します。

#### 指針 1

時代背景や駒ヶ根市の置かれている状況を検証し、理解することから、新たなまちづくりを考えます。

## 1 時代背景と地方分権時代の到来

2005年人口動態統計（厚生労働省）によると予想を上回るペースで少子化が進み、日本の人口が減少に転じています。少子化に伴う急激な少子高齢化社会は、生産年齢人口の減少と社会福祉費の増大を意味しており、年金や医療など社会保障制度の維持や日本経済に深刻な影響を与えるとともに、活力ある国や地域をつくっていく上でも大きな問題とされています。

一方、国内の経済は、ここにきて明るさが見えてきたといわれています。しかし、景気が回復傾向にあるとはいえ、地域や業種における格差が生じるなど、過去のように全体が右肩上がりの経済成長を望むことはできません。また、国・地方を通じた厳しい財政状況をすみやかに克服できる状況にはなく、限りある財源をどう有効に活用するか、といった視点で行政が運営される時代でもあります。

また、国の補助制度を中心として画一的に進められてきた道路や下水道など都市基盤整備・生活基盤整備も大きく進んだものの、一方で、市民の価値観が多様化してきており、行政は、複雑化する市民ニーズや地域的な課題への対応も迫られています。

地域には、それぞれの事情や特性があり、国の政策に従って進められてきたこの画一的で全国横並びの行政サービスや事業の実施では対応できなくなっています。むしろ、国主導の画一的な行政運営が財政の無駄を生んでいると指摘されているところです。

こうした時代の変化に対応するため、さまざまな分野で構造改革が進められており、その一つとして「地方分権」を目指す改革が進められています。

この地方分権の趣旨は、市民の一番近いところで、国に頼らず、自らの力と責任でまちづくりを進めていくというもので、この実現に向け、国により進めている改革が「三位一体の改革」です。

これまで国に頼って仕事をしてきた市町村は、国への依存体質から脱却し、自らの考えと自らの力で、まちづくりをしていかなければなりません。そしてその責任も自ら負うこととなります。厳しい財政状況の中で、さらに単独での自立という厳しい選択をしたこともあり、こうした分権時代に対応するためには、一層の行財政改革を進めるとともに、市民と行政が一緒になってまちづくりを考え、自らの責任で地域づくりを行う市民参加と協働のまちづくりという新たな行政システムの構築が必要となっています。

---

## 2 市の現状と課題

---

時代の転換期といわれる今日、地方自治体は、前述のとおり地方分権への対応、国・地方を通じた厳しい財政状況への対応、更には、少子高齢化への対応など様々な課題に的確に対応していかなければなりません。

こうした課題に対し最善の手段と考えられた市町村合併についても積極的に取り組んできたところですが、意向調査の結果を受け、単独での自立の道を進むこととなりました。事務事業の見直しを中心とした行財政改革については、市民会議の提言を受け、自立を目指して行財政改革5カ年計画を策定したところです。どこまで行政が行うべきか、真に必要とするサービスの選択や受益と負担の適正化、経済基盤の確立などを改革の基本とし、事務事業全般にわたり見直しを進めているところですが、多様化する課題や新たな課題に的確に対応し、活力ある地域を創造していくためには、これまでの行政のあり方、手法を抜本的に見直す必要があります。

国・地方を通じて行財政改革が進められる中で、単独での自立の道を選択し、ますます財政環境が厳しくなる状況にあって、活力ある地域づくりや新たなまちづくりのシステムが「市民参加と協働のまちづくり」であり、この構築に向けて市民、市民団体等、そして行政が連携して取り組まなければなりません。

この「市民参加と協働のまちづくり」を進めることこそ、こうした厳しい時代にあっても、時代に取り残されることなく、私たちの世代から次世代へと、市民一人ひとりが豊かに暮らせる地域社会の実現を可能にしていくものであると考えています。



## 第2章

# 協働に関する基本的な考え方

協働のまちづくりとはどのようなことなのかを整理し、協働によって何が変わり、何を变えようとしているのかを示します。

具体的に協働はどのような分野において、どのような形態で行われているのか現状を整理し、今後のあり方やパートナーシップの構築、コーディネートを進め方について示します。また、協働を進めるにあたってのルールを示します。

### 指針2

よりよい地域づくりに向けて、協働のまちづくりの必要性を理解し、推進します。

市は、市民との信頼関係を構築し、協働のまちづくりに向けた合意形成を図ります。

市民や市民団体等は、自らが持つ特性や能力を生かしながら連携・協力し、豊かな地域づくりを実現します。

協働のまちづくりを推進するにあたっては、行政の役割と責任を踏まえた上で、市民及び市民団体等の主体的な活動の活性化を図ります。また、市民・市民団体等そして行政の連携・協力を基本に進めます。

協働を推進するにあたっては、

みんなが対等であることの重要性を認識し、お互いの立場や特性を理解します。

情報を公開し、話し合いを持つことで、目的を共有します。

お互いに自主性を尊重し、自立的な関係に努めます。

# 1 協働のまちづくりとは何か

## (1) 「新しい公共」という考え方

- 「公共はみんなで担うもの」という考え方 -

近年、これまで行政が行ってきた公共サービスの提供を担おうとする市民団体が増えています。しかし、その内容は、行政の公平性、公益性を基本としたサービスとは異なり、自主性、柔軟性、創造性に基づいた豊かな発想による多様な公共サービスの提供となっています。たとえば、宅老所を運営しているNPO法人や保育サポートのグループなどの活動があります。

これまで「公共」の領域、別の言い方をすれば「市民みんなが関わることで、みんなで考えなければならない領域」は、主に行政が中心となって担うべきものと考えられてきました。この公共の領域は少子高齢化の進展などにより、公共サービスへの更なる期待や新たな課題への対応から、相対的に拡大していくものと考えられています。

しかし、その一方で、厳しい財政状況から行政の担う範囲が相対的に小さくなる傾向にあります。つまり、行政のみではこれまでと同様の対応は困難な状況になっています。

ところで、ここにきて、本来のまちづくりや地域づくりは、そこに住む住民自ら行うものとする意識が広がりつつあり、公共サービスの提供や地域課題の解決は、行政だけが行うものではないと認識されてきています。つまり、公共の領域は、みんなで力をあわせて担っていくものであるという考え方が芽生えており、さらにこの考え方を地域づくりのシステムとして構築する必要があります。

## (2) 日常生活での活動

また、毎日の生活の中で考えてみますと、自分たちの地域を自らの活動で住みよいものにしようと地域の課題をみんなで解決する区や自治組合、分館などの自治組織があり、その重要性は誰もが認めるところです。ここでは、まず、自分自身や家庭で解決を図り、それでも解決できない場合やそもそもみんなが協力して解決すべき場合は、地域でその解決に取り組み、それでもできない場合は行政が行うという考え方を基本としています。いわゆる「自助、共助、公助」の精神ですが、まずは、自ら取り組み、できないところを順次みんなの力で補っていこうとする地域社会における基本的な考え方です。こうした考え方は、地域社会を営みながら、地域住民自らつくり上げてきたものですが、近年、価値観の多様化や都市化の中で崩れつつあることも事実です。

しかし、よりよい地域づくりのために、「自助、共助、公助」の精神を再び取り戻し、自らすべきことを行い、できないところを地域の力や行政が行うという仕

組みを地域課題の解決など地域社会の実際の営みの中から取り戻す必要があります。自治組織とは別に、地域の景観づくりを進める団体などの活動も広まりつつあり、こうした活動を広めていくことも必要となっています。

### (3) 協働のまちづくりとは

このようにこれからは、「公共サービスの提供や地域課題の解決は、行政だけが行うものではなく、特性や能力に応じてみんなで力をあわせて担っていくものであるという考え方」と「自助、共助、公助の精神を再び取り戻し、自らすべきことを行い、できないところを地域の力や行政が行うという考え方」を認識した上で、まちづくりやよりよい地域づくりを進めていく必要があります。こうした考え方に基づくまちづくりが「協働」です。

つまり、「協働のまちづくり」とは、市民や市民団体、地域、企業などの事業者、行政などがお互いの立場を認め合い、対等の関係で役割分担しながら、連携・協力して公共的・公益的な課題に取り組むこと、又は、地域社会の生活環境を改善するための行動を自発的、かつ協調的に起こすことです。

そして、「協働を進めること」とは、市民や市民団体等が公共サービスを担う仕組みをつくることであり、同時に、自治組織や市民団体が自らの地域をより住みよい豊かな地域にしようとする住民自治の確立でもあります。このためには、まちづくりの主体である市民一人ひとりが自らできることを自ら進んで行うことを基本とすべきものです。

一方、本来、よりよい地域づくりのために、相互扶助や結いとして日常生活の中で個人や家庭、地域で解決していた個別的・地域的な課題は、都市化や核家族化など社会状況の変化の中で、いつしか公共サービスとして行政に引き継がれ、右肩上がりの経済情勢の中で行政の担当分担、領域を拡大してきました。

「協働」は、こうして拡大した行政の担当範囲を見直すものでもあり、行政の責任を踏まえ、住民自らできることは自ら担うという自治の原点に戻り、個人、地域、行政のあるべき姿を問うものでもあります。



## 2 なぜ協働を推進するのか

- 住みよいまち、活力のあるまちづくり -

《私たちのまちや生活の何がかわるのか 何をえようとしているのか》

### (1) 豊かに暮らせる地域社会の実現

- この仕組みなしには時代に取り残される -

市の財政状況も厳しいことなどから、すべての課題を市が対応していくことは困難な状況にあります。より満足できる、住みよいまちづくりのためには、地域の問題をよく知り身近に感じている市民一人ひとりのまちづくりへの参加や地域における活動が欠かせません。この地域活動など「協働」は、市民や地域住民の豊富な社会経験や知識を生かしたまちづくりを進めていくことができるのです。

特に、防犯、防災、地域福祉、介護、子育て、ごみの分別や資源物のリサイクルなどの課題は、行政のみの力では解決が難しく、多くの力、多くの市民の主体的な活動なくしては解決できない状況にあり、こうした理由からも協働による新たなまちづくりの仕組みが求められています。

### (2) 地域力を高め、地域自治の確立を目指す

協働のまちづくりは、みんなで話し合いながら地域課題の解決やよりよい地域づくりに取り組もうとするものでもあります。

少子高齢化社会を迎え、地区によっては、高齢化率が3人に1人というケースも見受けられます。地域の実情が異なる中で、お互いが相手を思いやり、声を掛け合い、支え合うことのできる、心の通い合う地域づくりのためには、何よりもコミュニケーションが大切です。地域活動に取り組むことで日頃のコミュニケーションが高まり、その結果、たとえば、地域ぐるみで子どもを見守り、育てる環境を築くことができ、また、不法投棄やポイ捨てなどの公共マナー違反や犯罪を抑止するといったよりよい地域環境を実現できるのです。

さらには、地域住民が、さまざまな形で協働の主体となる地域活動に参加するようになれば、地域における自主的・自発的問題解決力が高まるとともに、地域の活力につながるものと考えられます。

### (3) 行政のあり方を根本から問い直す

協働は、公共のエリアをみんなで連携・協力して担っていこうとするものです。市民と行政が役割分担をしていこうとするとき、もっぱら行政が行ってきた事業やサービスであっても協働の仕組みを工夫し、住民自らの手で行ったり、連携・協力したりした方が、より効率的で、効果的な事業の実施やサービスの提供ができることも考えられます。行財政改革の視点から行政の事業やサービスを見直す

だけではなく、協働のしくみを検討する中で見直しを進めることは、行政のあり方、役割を根本から問い直すこととなります。

#### (4) 地域社会システムの見直し

地域課題や身の回りの問題をまず自分や家庭で解決を図り、それでもできない場合は地域で、それでもできない場合は行政が行うという「協働の基本的な考え方」は、誰が、どのように問題を解決することが最適かつ、効果的・効率的であるかという問題でもあります。

このように、「協働の推進」は行政のあり方を含め、地域自治のあり方など地域社会システム全体の見直しにつながるようになります。

#### (5) 市民参加の促進と情報の共有の促進

現在の行政が行う公共がどのように行われているかを知ることは、行政との連携・協力による協働を進めるためには必要不可欠であり、情報の共有（詳細は第8章）を図る上からも、幅広く参加できる機会の充実など市民参加の推進（詳細は第7章）が必要です。このように協働を進めることは、情報の共有化や市民参加を促進し、また、多くの市民の社会参画を進めることにつながるものです。

#### (6) 行政の推進体制の構築

市民や市民団体等の連携・協力のもとに協働のまちづくりを推進するために、最も重要なことは市民と行政との信頼関係の構築です。「理解・納得・尊重」といった協調関係が築かれていてこそ、連携・協力を基本とした協働が推進できるものです。市は、市民や市民団体等から意見、要望、苦情等があったときは、誠実かつ速やかに調査し、対応するなど平素の行政運営を適切に行うことで、信頼関係を築いていくよう努めなければなりません。

#### (7) 何が変わるか（これまでのまとめ）

（項目列記）

- ・人と人との絆を取り戻すこと。
- ・社会を支える主体としての生き甲斐づくりや仲間づくりができる。
- ・力を合わせることで地域コミュニティの活性化、地域社会の活力を育む。
- ・多様化し、複雑化した地域課題に対応ができる。
- ・多様な担い手による連携・協力で「公共の領域」を豊かにできる。
- ・防犯、防災、地域福祉、介護、子育て、環境対策など市民の主体的な取り組みなしには成り立たない領域に対応できる。
- ・市民団体等の活性化は、市民の社会参加機会を広めることができる。
- ・新しい自治の基盤づくりとなる。
- ・行政のあり方・地域社会システムの見直しができる。

(主体から見ると)

市民にとって

- ・ 個別的で多様な公共サービスの享受
- ・ 市民参画社会の広がり
- ・ 雇用の場、生き甲斐活動の創出
- ・ 女性、高齢者、障害者の社会参加の促進
- ・ 地域自治活動の活性化

市民団体、NPO等

- ・ 社会的使命の実現
- ・ 公共サービスの担い手としての社会的貢献の実現
- ・ 社会的理解、信用の高まり
- ・ 組織財政基盤の強化

行政

- ・ 行政サービスの充実、質的改善
- ・ 効率的な行政システムの実現
- ・ 実情にあった公共サービスの提供や事業の実施
- ・ 職員の意識改革

### 3 協働の実施主体・領域や分野

#### (1) 協働の主体

協働では、市民、市民団体、NPO、企業、自治組織など、幅広い主体がそれぞれの特性を発揮していくことが重要です。また、様々な主体が協働を行うことで、単独では提供できなかった新しい公共サービスやきめ細かなサービスを提供できます。地域的課題の解決やサービスの提供は、問題意識を共有する地域住民や自治組織、地域の市民団体等が取り組み、市内のより広範囲の社会的課題についてはその課題を共有する市民、市民団体等が取り組むなど幅広い主体が協働することが理想です。

協働事業を進めるには、その規模や継続性を考慮し、主体となる団体のあり方や行政との関わりを考える必要があります。

主体としては

市民（個人や家庭）

ボランティアグループ、市民団体

NPO、社会福祉協議会など社会福祉法人

区、自治組合など地域自治組織

企業

（以下この指針においては、「市民団体等」の用語の意義は次のとおりとします。）

「市民団体」とは、社会的な課題や地域的な課題の解決に取り組んでいる団体又はよりよい地域づくりに取り組んでいる団体をいいます。

「NPO」とは、特定非営利活動法人をいいます。

「市民団体等」とは、 から の団体の総称、または、 から の団体が並列で明示されている場合は、その団体を除く団体の総称をいいます。

#### (2) 協働の領域の明確化

協働の主体となる市民団体等と行政は、ともに社会性、公益性の高い活動を行うものであるため、両者の活動領域は重なり合うことがあります。このことを十分理解し、お互いの特性を生かした協働を進めることが重要です。

公共サービスの提供や公共のエリアの分担では、市民や市民団体等が主体となっていくもの、行政が主体となっていくもの、市民と行政がともに主体となっていく連携・協力して行うものがあり、それぞれの領域は、時代によって変化していくものと考えられます。つまり、協働の領域は、社会の変化や市民のニーズにあわせて柔軟に考えていくべきものといえます。

しかし、たとえば、少子化が予想以上に進行し、子育ての領域がますます広が

っていく状況にあります。行政が子育て支援策の充実を図った結果、すでに市民団体等が活動している分野に影響を及ぼさないとも限りません。行政は、主体的な市民活動を推進するよう連携しながら事業を行わなければなりません。

### (3) 協働の分野

協働の分野を特定することはできませんが、協働の考え方をもとに分野別に整理するとすれば、次のとおりとなります。

個別の事情や地域ごとのきめ細かい対応・支え合いが必要な分野  
子育て支援、高齢者介護の支援など

地域や自治組織との密接な連携が必要な分野  
防災、防犯、子ども育成、ごみ問題を含む環境問題、景観形成、道路や河川などの公共空間整備

専門性の高いサービスが求められる分野  
教育、芸術、人権、子育て、介護、国際交流、地球温暖化対策

合意形成が必要な分野  
景観形成のためのルールづくり、環境美化のためのルールづくり、協働のまちづくりの推進

## 4 ネットワークのあり方

### (1) ネットワークのあり方

- 相乗効果を上げるために -

協働は、豊かな市民生活を実現するため、それぞれの役割分担のもと相互に補い合いながらともに活動し、その成果を相乗効果的に生み出すための営みです。また、市民、市民団体、NPO、企業、行政の活動を結びつけ、連携・協力で大きな力を引き出していこうとするものでもあります。まちづくりのノウハウや情報をお互いに共有したり、福祉と環境など異なる分野・部門が結びつくことで、例えば、新たに障害者の雇用の場を創出したりすることも期待されるなど、市民相互や市民団体などをネットワークすることはまさに「協働」といえるものです。

### (2) コーディネートの必要性と主体

- ネットワークするために -

人と人、組織（団体）と組織が知り合い、つながることでネットワークがつくられていきます。多くの団体がネットワークすることもあれば、経過とともに新たな団体が加わることもあります。強固なネットワークもありますが、ネットワークは人と団体の営みであり、消えたり、つくられたりするものです。相互の交流や情報の交換、お互いの長所を生かした活動など、このネットワークを協働のまちづくりにつなげていくためには、パートナーシップを結び、共通のテーマ・目標に向けて力を出し合うことが重要です。このためには、ルールや仕組みの中で市民や団体をコーディネートする必要がありますが、その主体は、行政ではなく、市民・市民団体等であることが望ましいものと考えられます。

### (3) パートナーシップの構築

- お互いの能力、長所をうまく生かすために -

各団体がパートナーシップを構築するための要素とは何でしょうか。個人であれ、団体であれ、意思決定において自立していることや主体性を持っていることが必要です。また、各団体における目標は異なっているとしても、パートナーシップとして行う活動に関しては、共通の目標を有していることが大切です。

そしてパートナーシップとして行う活動の関わりでは、各主体とも対等でなければなりません。一方が主導し、他方が従属するような関係は連携・協力のあり方として好ましくありません。その他、情報を共有し、また、公開されていることも必要です。

こうした上にたって、団体の持っている能力、長所をいかにうまく活用し、地域づくりを進めることができるかが重要です。

#### (4) 小さな団体や個人が行う市民活動

- 小さな活動を大切にすることから -

組織的に活動する団体やネットワークによりさらに相乗効果を上げながら活動することは、協働のまちづくりを進める上では、一つの目標とするところです。

しかし、市内には、数人で行っている河川清掃や個人が行っている空き缶拾い、マイバックによる環境活動など自主的・自発的な市民活動もあり、これは公共のエリアをできることから担おうとする大切な活動です。こうした個人や団体を尊重するとともに、こうした活動が全市的に拡大するよう、また、こうした活動を基盤として協働を推進する必要があります。

#### (5) 市民団体等と行政の連携・協力のあり方

行政よりも効果的・効率的かつ継続的に公共サービスを担うことができる分野は、市民団体等がその公共サービスを担っていけるよう協働の機会を積極的に設けることが必要です。すなわち、行政は、新しい市民ニーズや社会の変革に対して専門的・先駆的・機動的に対応する活動が活発化する環境整備に努めるとともに、意見交換や情報の共有を図ることが必要です。

市民団体等と行政の協働は、市民団体等と行政がそれぞれどこまでの役割と責任をもって活動するかを明らかにしない限り達成されません。例えば、市が協働委託を考えた場合、行政自身でやるよりも市民ニーズを満たし、よりよい成果を出せるということが前提となります。

また、これまで行政が担ってきたエリアを市民の手で行う場合、その限界を見極めるべきであるし、その場合の行政の責任を明らかにしなければなりません。

---

## 5 協働を推進するためのルール

---

- 協働を進めるにあたってお互いに理解（自覚）しておくべきこと -

#### (1) 対等であること

- みんなが対等で主役であること -

協働により課題を解決していくためには、双方が対等の関係であることが重要となります。上下ではなく横の関係にあることをお互いに常に認識し、自由な意思に基づき協働することが第一歩となります。とりわけ行政は、市民団体等の支援者としてではなく、同じ地域づくりを進めるパートナーであるという意識をもって協働のまちづくりを推進することとします。

## (2) 情報を公開すること

- みんなに見える関係であること -

市民団体等と行政は、お互いに説明責任を遂行し、協働についての社会的な理解を得るように努める必要があります。また、市民団体等の協働への参画機会を広く確保する観点からも、協働の主体の基本的事項や協働のプロセス、その結果等の積極的な公開に努めることが重要となります。

## (3) 話し合い

- 日頃から話し合いの場を持つこと。同じテーブルにつくこと -

市民団体等や行政が日頃から話し合いの場を持ち、相互に理解を深める中で、協働の可能性の模索や協働事業の場の拡大等が図られます。そのためには、特に行政から、積極的に、話し合いの場の設定を行うこととします。

## (4) お互いの立場や特性を理解すること

- お互いの立場や特性を理解し、

能力に応じて連携・協力すること -

相手の立場を十分認識し、理解し、尊重することは、よりよい協働関係構築のために重要です。特性、能力、長所や短所も含めお互いがよく理解してこそ、それぞれの役割を確実に果たすことができます。

## (5) 目的を共有すること

- 目指すところが一緒であること -

何のために協働するかという目的と達成する目標を共有することが必要であり、公益活動の共通の担い手であるという認識を持って、協働による公共サービスの提供に取り組むことが大切です。

## (6) 自主性を尊重すること

- 自主的かつ自己責任のもとで行われること -

市民団体等の活動は、自主的かつ自己責任のもとで行われていることを理解し、その主体性を尊重しなければなりません。そうすることで市民団体等の特性を生かした柔軟な取り組みができるものと考えます。

## (7) 自立的であること

- 依存の関係でなく、自立していくこと -

公共的課題を協働して解決するパートナーにふさわしく、自立して独自の事業を展開できる市民団体等が増えていくことが、今後の地域社会にとって重要です。依存の関係でなく、双方が常に自立した存在として進められてこそ協働は意義あるものとなります。





## 第3章

# 協働のまちづくりを推進するために

具体的に協働のまちづくりを推進するにあたって、市民と行政が考えなければならない基本的事項や協働を推進するための社会基盤・環境整備をどう進めていくかを示します。また、具体的に協働事業を進めるため、行政と市民の役割分担の考え方や行政が創設すべき支援制度等の考え方を示します。

### 指針 3

豊かな地域づくりのため、市民一人ひとりが、地域に学び、社会に学ぶため、社会参画に努めます。

行政は、市民との信頼の確立に努め、市民と行政の役割分担を話し合いにより明らかにし、協働の推進に努めます。

市民及び市民団体等は、協働の理念を理解し、よりよい地域づくりに向けて、それぞれの主体性に基つき、自発的かつ協動的に市民活動を推進します。

行政は、市民及び市民団体等の主体性や価値観の多様性を理解し、主体的に市民活動が推進されるよう環境整備を行うとともに、市民団体等と行政の協働事業を推進します。

# 1 具体的に協働を推進するための基本的な方向

《 協働のまちづくりの考え方や必要性を理解し、具体的に協働を推進するために取り組むこと 》

## (1) 協働を推進するための基本的な方向

時代は、日々刻々と変化しており、個人や家庭では解決できない新たな課題、多様な地域課題、様々な社会的な課題が増えてきています。

「協働のまちづくり」は、市民や市民団体、地域、企業などの事業所、そして行政がお互いの立場を理解しながら連携・協力し、こうした課題の解決や豊かな地域づくりを進めよとすることです。

具体的に協働を推進するにあたっては、まずは行政が役割と責任を果たしていくとともに、協働のまちづくりの担い手である市民、市民団体、地域(自治組織)、企業などの事業所がお互いに求められている役割を認識し、ともに取り組んでいくことが必要です。

次の基本的な方向にそって取り組みを進めます。

### 取り組みの基本的な方向

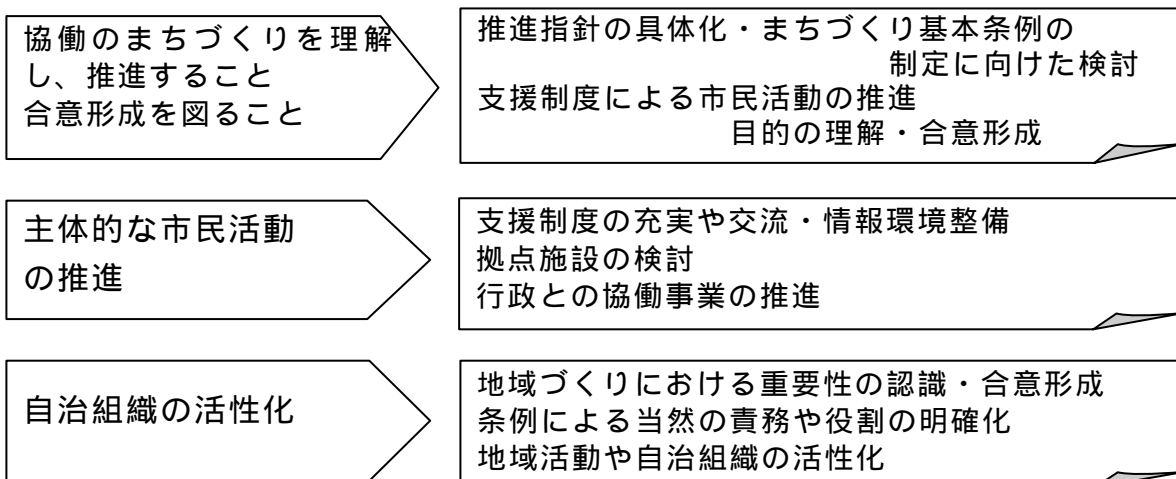
協働のまちづくりの推進に向けての合意形成(目標・責務・役割の認識)

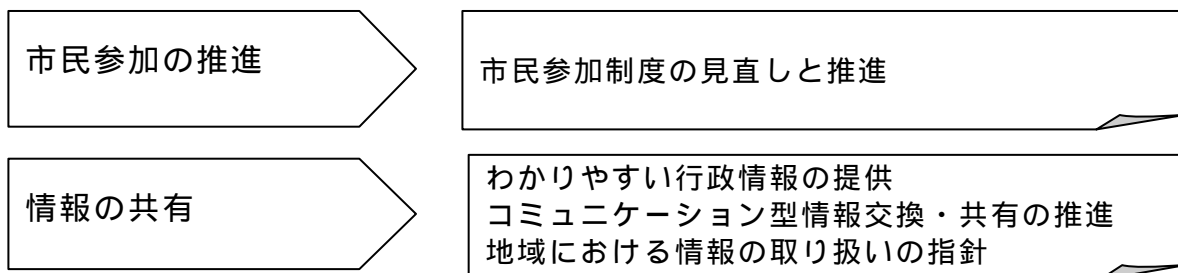
主体的な市民活動の推進

自治組織の活性化(第4章に記述)

協働のまちづくりにつながる市民参加の推進と情報の共有(第5章・第6章に記述)

### 取り組みの重点課題





市民活動（市民団体等の活動・自治組織による活動）の二つの系譜

よりよい地域づくりのための活動としては、NPO や市民団体などのように有志による「特定の課題や目的に対応する事業や活動（テーマ型活動）」と、地域に暮らす全員参加型で地縁を大切にしながら、地域の様々な課題に対応する自治組織による活動があります。この二つは、異なる系譜を持っていますが、協働のまちづくりの推進から考えると、相互に補完的・相乗的な関係にあることが理想です。

後述（P 28）します「8 主体的な市民活動を推進するための具体的な対応策の展開に向けて」は、主に「市民団体等の活動（テーマ型活動）」について記述してあります。

## 2 協働を進める上での姿勢

《 協働の担い手が役割を理解するために考えなければならない  
基本的事項及び協働の基盤づくりとして取り組むこと 》

### (1) 市民

豊かな地域づくりのため、市民一人ひとりが、地域に学び、社会に学ぶため、社会参画に努めます。

地域住民は、自治組織の役割を認識し、これを尊重し、積極的に活動に参加します。

地域における様々な活動に積極的に関わり、社会参加を通じて豊かな人間関係の形成に努めていきます。

単なる自己主張や自己実現ではなく、また、一方的な押し付けやもたれ合いでない話し合いの場や活動の場をつくっていきます。

市民及び市民団体等は、協働の理念を理解し、よりよい地域づくりに向けて、それぞれの主体性に基づき、自発的かつ協調的に市民活動を推進します。

## (2) 市民と行政

市民、市民団体等、そして行政が連携・協力し、公共のエリアの役割分担を行い、地域の社会的課題の解決に取り組みます。

市民や市民団体等と行政の役割分担を明確にします。

主体的な市民活動の推進のための環境整備を進めます。

「協働のまちづくり」による主体的な市民活動を通じて、駒ヶ根らしい活力あるまちづくりを進めます。

## (3) 行政

平素の適正な行政運営や地域活動への積極的な参加をもとに、市民との信頼関係を構築します。

職員の意識改革を進めるとともに、財政の健全化に向けた行財政改革に取り組みます。

行政は、情報の共有化を進め、これをもとにした市民参加の促進を図ります。また、協働のまちづくりにつながる市民参加を推進します。

行政は、市民及び市民団体等の主体性や価値観の多様性を理解し、主体的に市民活動が推進されるよう環境整備を行うとともに、市民団体等と行政の協働事業を推進します。

---

## 3 協働の基盤となる地域社会をつくるために

---

### (1) 協働の促進のための基盤整備

- 市民と行政の信頼関係の確立 -

協働を進めていく上では、市民と行政がお互いの役割分担の中で、それぞれの責任を確実に担い合うことが必要です。また、対等の立場で意見を述べ合う場面を設定していくことや実際の事業を通じて、日頃から信頼関係の構築を図ります。

### (2) 主体的な市民活動の推進のための基盤整備

市民一人ひとりが、「協働」の考え方を共有し、みんなの理解と思いやりをもとに、お互いが支え合う地域づくりを進める必要があります。

自発的で主体的、協調的にまちづくりに参加でき、自己実現を図ることができよう市民活動の推進のための環境整備を進めています。

### (3) 地域自治の活性化と市民参加の推進による基盤整備

身近な地域社会の課題を自らの力で解決する自治組織の仕組みは、多くの人

が協働を考える上で、また、実践する上で基本的な形態となっています。自治組織では、日々のコミュニケーションや地域活動の積み重ねによって、人と人との絆や信頼関係を築いていくことが大切ですが、こうした活動による自治組織の活性化は、協働の基盤となるものであると考えます。

市民参加は、社会的・地域的課題の解決などに関わることで、まちづくりが身近なものと感じられたり、また、自らの地域は自らつくるという意識や自らの社会的経験・能力を地域社会に生かしたという充実感が得られたりすることが期待されます。つまり、市民参加は、自主的・主体的な地域活動につながるものでもあり、積極的に推進します。

---

## 4 市民と行政の役割分担について

---

### (1) 役割分担

まちづくり、地域づくりの主人公は、そこに住む市民、住民であることは言うまでもありません。しかしながら、協働によるまちづくりにおける住民の役割を考えた場合、行政との役割分担の基準が必要となってきます。「街路樹の落ち葉の管理は地域住民の役割なのか、行政の役割なのか」、「災害時の救助作業は、地域（自主防災会）が責任を持つべきなのか、市が責任を持つべきなのか」、「長時間保育では、何時までが市の責任又は役割とすべきなのか」、こういった役割分担についてのルールが必要になってきます。

どういった分野が行政の役割に属するのか、住民がすべきものなのかは、明らかに行政が担当すべき公共の領域を除くと、明確な区分は難しいところです。この解決のためには、市の財政状況を見ながら、まちづくりは本来どうあるべきか、負担をどこまですべきか、市民と行政が話し合いを重ねて一つ一つ解決するしかありません。したがって、ある分野は、他市町村では行政が行っているが、駒ヶ根市では市民が行っているということもありえますし、また、その逆もありうるところです。これこそがまさに「自治」と理解すべきところです。

公共サービスの多くを行政に任せて、応分の税負担等を増やしていくという選択もありえますが、しかし、それでは、本来の自治が求めている住民主体のまちづくりとはなりません。

役割分担は、街路樹一つとってみても、まちづくりに対する思いなどから地域差があります。役割分担の考え方は、今後検討を進める「(仮称)まちづくり基本条例」でまちづくりのかたちを定め、この考え方をもとに一つ一つ話し合いによって決めていくしかありません。

こうした話し合いを持つ環境づくりを進めること自体が、協働への第一歩です。

## (2) 行政の役割と責任

協働において、市民と行政の役割分担を明確にすることの重要性は前述のとおりです。そこで、まず行政は、現在抱えている公共サービスを、誰が担うことが効率的で効果的なのか、そもそも公共サービスの対象としている社会的課題を誰が解決すべきなのか、もう一度見直しを進め、それぞれが主体的に取り組むべき役割や一体となっていくべき内容を明らかにする必要があります。ここで重要なことは、役割分担が、単なる市民と行政の役割の線引きでなく、協働の効果が生み出されるものとしての役割分担である必要があります。

話し合いによる役割によって、行政は、その責任が減るのではなく、むしろ、行政はどう責任を果たしていくべきか問われるところです。協働が円滑に進むためには、責任の所在をはっきりさせることが重要であり、特に協働が進めば進むほど、市民や市民団体等の公益的活動にどう行政が関わっていくのかを明らかにすることが必要であり、そうすることで主体的な市民活動も活性化されるものと考えます。

---

## 5 行政との協働の形態

---

市内には現在数多くの団体がありますが、行政と連携を取りながら活動している団体や地域と連携している団体などその形態は様々です。協働のまちづくりには、大きく二つの意味があります。一つは、市民と行政が、ともに連携・協力して役割を分担し、まちづくりを進める「市民と行政との協働」です。

そしてもう一つが、市民・市民団体等が相互に協力し合い、連携してまちづくりを進める協働のまちづくりです。明確に区分して考える必要はなく、行政との協働から時には市民団体相互の協働へと進む場合もありますし、その逆もあります。

いずれにしても、主体的な市民活動の推進がその基盤にあり、この二つの協働がともに活発に展開される社会を築くことが必要です。

市民団体等と行政の協働の形態の主要なものは以下のとおりですが、「協働」としての視点をもって事務事業を見直し、こうした手法を用い「協働事業」の推進に積極的に取り組みます。

### (1) 事業委託

(委託契約に基づき事業を実施するもの)

委託は、本来行政の責任において行われるべき事業を対象としていますが、委託事業が実施されるにあたり、市民団体等の持つ特性や専門性が生かされ、また、市民団体等が持つネットワークが活用されるなど、行政が直接行うよりもサービスの質を高め、また効果的で効率的なサービスの提供ができる場

合は、事業委託を推進します。

事業の実施主体は市であり、その実施責任、結果責任は市が負い、事業の成果は市に帰属します。

## (2) 補助金・交付金等の助成

(自治組織や市民団体等の主体的な活動に対し資金面の支援を行うもの)

補助制度は、公共的・公益的な市民活動に対し、その自主性を尊重しながら資金の支援を行うもので、補助基準や事業の透明性が求められるものです。市民や市民団体等が主体的に行う地域活動等を推進することは、協働を進める上で極めて重要であり、補助制度の創設と積極的な活用を促すことを必要とするところですが、一方で、市民活動の公益性や公共性を確保する視点から、行政としてどのように連携・協力あるいは役割分担すべきかを十分検討しなければなりません。

交付金は、自治組織や市民団体等と行政の連携・協力関係の中で、主に行政が実施する事務事業を効果的に行うために自治組織や市民団体等の活動に対して交付するもので、全市的・全市民的な事業や市民の皆さんの主体性を求める事業などを対象としています。

事業の実施主体は市民団体等であり、その実施責任、結果責任は市民団体等が負うこととなります。

なお、補助金を主体として、市民団体等が安定的な活動を続けていくと、行政に依存する体質になってしまう場合があり、最も大切な特性である自立性が失われるおそれがあるため、極めて公益性の高い事業を除き、原則として時限的な支援とします。

## (3) 共催・後援

共催(市民団体等が主体的に行う事業に対して、市が企画及び資金面において参加し、共同して事業を実施するもの)

「共催」は双方の発意に基づくもので、市民団体等と行政の役割分担を明確にし、それぞれ役割に応じた責任を果たし、対等な立場でそれぞれの特性を生かして進めることが必要となります。

後援(市民団体等が主体的に行う事業に対して、「駒ヶ根市」又は「駒ヶ根市教育委員会」の名義の使用により、側面的な支援を行うもの)

行政による信用の付与が市民活動を行う上で意味のある場合があり、市民活動の公益性・公共性から、また、協働としての行政のかかわりから適切に対応していくものとします。

## (4) 事業計画段階への参加

(市が実施する事業について、企画・計画段階で委員会や市民会議、地元との協議会などを設置し、意見や提言を求めるもの)

事業の計画段階から市民参加を求めることで、事業実施の理由を理解し、また、事業の実施を選択するに至る経過など、事業実施に向けた合意形成ができます。

#### (5) 情報交換・情報提供

(市民会議・市民懇話会等の設置、市政懇談会・市民説明会等の開催、市報等の発行など情報の交換や提供を行い、協働事業に向けた検討を行います。)

協働のまちづくりを推進するためには、情報の交換や共有が前提条件となります。特に、役割分担に向けた話し合いや相互理解のために、行政からの情報の提供や相互の情報交換は重要であり、手法を含め積極的な取り組みを行います。

#### (6) 公の施設の使用や公有地の利用

(公の施設における協働事業の減免制度の適用や協働事業を推進するための公有地の活用)

公益的・公共的活動の推進にあたっては、「場」の確保は重要な要素です。地域自治においては、集会所が重要な役割を果たしており、同様に市民活動においても話し合いや活動の「場」の確保は、市民活動を促進するためには重要です。また、地域における公共空間整備や景観形成など「活動の場」が必要となることもあります。協働という視点から、公の施設の使用や公有地の利用について、明確で開かれたルールを定めるとともに、活動の拠点施設・交流の場の整備について検討します。

---

## 6 市が構築すべき制度やしくみについて

---

- 制度の構築に向けて -

### (1) 支援制度の構築の基本的な考え方

市民団体等と行政がよきパートナーとして協働を推進していくためには、市民団体等の主体性や自立性に配慮をしながら、市民活動を活性化する必要があります。そのため、行政による支援制度を構築することで、市民一人ひとりの公共的活動への参加を促進し、公共的・公益的活動の裾野の拡大を図ることが必要です。

具体的、現実的なパートナーづくりとするためには、次の点に留意した支援制度の構築と運用を図ります。



#### 自主性・自立性の確保

支援にあたっては、市民団体等の自主性・自立性を尊重し、支援が引き金となって次への展開が期待されるよう市民活動を促進するものとします。

#### 公平性・公正性の確保

市の支援策は、その影響力等に対する信頼性の確保などから、公平・公正の立場を堅持します。しかしながら、そのためにあまりにも使い勝手の悪い、機動性のない支援策では意味をなさないため、使いやすさにも配慮します。

#### 透明性の確保

その内容や手続き等が一般に公開され、透明性のあるものでなければなりません。どういった趣旨でその支援策があるかを理解できるようにしておかないと、あえて支援策を受けないで自前で事業を実施している活動の自主性・自立性を阻害することになってしまいます。

### (2) 提案制度

- 市民の発想を生かすために -

地域課題を解決するための市民の皆さんの発想や手法を生かした提案をもとに、提案団体と市が協働で事業を企画し実施していく協働事業提案制度について検討します。

### (3) 補助制度（支援制度）

- 主体的な活動を進めるために -

市民や市民団体等が自発的・主体的に行う地域課題の解決に向けた公共的・公益的活動を推進していくためには、こうした活動を財政的に支援する制度が必要です。

そのため、従来の補助制度への見直しに取り組むとともに、既存の制度との整合を図りながら、地域における市民団体等の成熟度やニーズに応じて柔軟に対応できる多様な補助制度の創設とその活用に努めます。

#### 市の具体的な取り組み

協働のまちづくり支援補助制度

地域子育て交付金事業

美しい景観まちづくり事業（潤いのまちづくり事業・沿道水辺緑化事業）

子育てサークル育成事業 など

### (4) 拠点施設、交流の場の創設

- 情報を得るために、

話し合いの場を持つために、市民活動を広めるために -

地域課題に取り組む自主的な市民活動など協働を推進していくためには、市民や市民団体等が話し合いや情報交換の場となる拠点施設があることが理想です。

特に、協働のまちづくりの合意形成、交流環境や情報環境、人材育成や相談体制の整備など主体的な市民活動推進のための多くの課題に対応できるものと考えられ、その必要性を認識するところです。

しかし、誰もが自由に訪れることができ、地域情報やまちづくりの情報を取得し、あるいは交流できる拠点づくりとするためには、市民団体による主体的な施設整備と運営、そのための市民・市民団体等のネットワークが必要です。

#### 市の具体的な取り組み

### 市民活動支援センターの創設に向けた検討

市民活動のコーディネートや市民活動の促進、支援、人材の育成など協働のまちづくりの啓蒙や推進のため、以下を基本に市民活動支援センター事業について検討します。

#### 検討の方向性

どのように検討を進めていくか

市民活動支援センターが拠点施設として本来の機能を発揮するためには、市民団体等の合意形成を進めながら検討することが重要です。従って、施設整備から運営方法まで市民団体等の主体的な検討結果を基本とします。

#### 目的（趣旨）

市民や市民団体等が自発的に行うまちづくり活動を支援し、まちづくり活動の拠点を設けて活動グループ相互の交流、連携を推進します。また、まちづくりに関する情報収集を行い、これを地域住民に発信することによって、まちづくりについての意識の向上とまちづくり活動への積極的な参加を促進します。さらに、住民活動と行政のコーディネータ - の役割を担うなど、中間支援組織としての機能を果たすことも目的とします。

#### 設置及び運営主体

どのように設置し、運営するかは協働の考え方から重要な視点です。特に、運営にあたっては、自主性・自立性を基本とします。

### (5) 協働を進める人づくり

- 主体的に協働を進めるために -

「まちづくりは、人づくりである」といわれています。専門的な知識や経験、ノウハウを持った人の育成やこうした人たちの発掘と活用が必要です。そのための研修会の実施や市民会議などによるまちづくりへの参画などその手法について検討し、主体的な市民活動を推進する人づくりに努めます。

## 7 行政の推進体制の構築

### - 職員の意識改革 -

市は、市民や市民団体等から意見、要望、苦情等があったときは、誠実かつ速やかに調査し、対応するなど、平素の行政運営を適切に行うことで、協働を推進する上で最も必要とされる信頼関係を築いていくよう努めます。

協働を推進するため、職員は自ら協働や市民活動、情報の共有に関する基礎的知識を身につけるとともに、地域・社会的課題を市民の一人として考え、市民団体等の活動内容、意欲、発想を理解することが重要です。さらに、地域活動に積極的に参加するなど直接現場に触れることで理解を深め、協働や市民活動に対する意識の高揚を図ります。

## 8 主体的な市民活動を推進するための具体的な対応策

### - 主体的な市民活動を推進するために -

協働のまちづくりでは、市民及び市民団体等が、協働の理念を理解し、よりよい地域づくりに向けて、それぞれの主体性にもとづき、自発的かつ協調的に市民活動を推進していくことが期待されています。

このため、行政は、市民及び市民団体等の主体性や価値観の多様性を理解した上で、市民活動が推進されるよう、これまでの方針にもとづき環境整備など具体的な対応策を実施していきます。

#### 基本事項

- 1 協働のまちづくりの重要性の認識及び推進に向けた合意形成
- 2 主体的な市民活動の推進のための支援制度の構築や交流・情報環境の整備
- 3 特に市民団体等と行政との協働の推進
- 4 ネットワークの構築
- 5 自治組織との連携協力
- 6 情報の共有と市民参加の推進

## 重点課題

### (協働・市民活動)

主体的な市民活動を広げるために  
市民団体等の数、活動を増やす。市民の参加を増やす。意思(意志)ある人を実践に結び付ける。人材・資金・情報の充実

活動をよりよいかたちで進めるために  
共通の課題・大きな課題への取り組み  
お互いの長所を生かし活動の拡大

相談体制の整備や様々な課題への対応

市民団体と地域(自治組織)との連携を図るために

### (市民参加・情報)

主体的な市民活動につながる市民参加の推進・情報の共有

合意形成  
交流環境の整備  
情報環境の整備  
活動資源の支援制度の整備  
人材育成・行政の協働体制の整備(委託制度の整備など)

ネットワークの構築

拠点施設の整備

交流機会の充実  
地域活動への支援

市民参加制度の整備  
市民会議や懇話会の開催

## 具体的な対応策

### 1 市が主体的に取り組む事項

#### 全市的な合意形成

指針・条例によるまちづくりの目標の明確化  
庁内体制の整備(庁内における取り組みの徹底)  
市民団体等と行政の協働事業の推進  
委託事業の洗い出しと情報の提供

### 2 主体的な市民活動の推進のための環境整備

#### 交流環境の整備

仲間づくり情報の提供、市民同士・市民と行政との交流の機会

#### 情報環境の整備

#### 活動資源の支援制度の整備

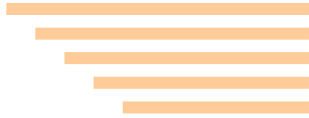
協働のまちづくり支援補助制度の充実

#### 拠点施設創設に向けた検討

市民活動支援センター構築に向けた活動分野別のネットワーク

#### 市民参加制度の整備

「一人一ボランティア活動」の推進  
全市民の主体的な市民活動の推進



## 第4章

# 地域自治の確立と自治組織の活性化

協働を推進するための基本的な組織である自治組織の現状や課題を整理し、そのあり方や活性化のための方策を検討し、地域自治の確立を図るための方向性を示します。

指針4 地域自治の確立と自治組織の活性化を図ります。

自治組織は、心豊かで安心して暮らせる生活環境を築いていくための基本的な組織であり、自ら協働のまちづくりを進める上で最も重要な組織です。私たちは、この自治組織が地域づくりになし得る役割を認識し、これに全員が加入し、また、活動に積極的に参加します。

価値観の多様化や時代の変化に対応した自治組織となるよう地域自らが改革に向けて努力するとともに、行政は、地域をあげて自治組織の活性化に取り組むことのできるよう様々な対応策や環境整備を進めます。

# 1 自治組織の現状と課題

## (1) 自治組織の現状認識

自治組織は、地域住民の人と人とのつながりと日々の営みの上に成り立っており、それぞれの地域の特性や伝統を守りつつ、主体的な活動や行政との連携をもとにした活動を行っています。

具体的には、地域住民の交流の促進、地域福祉や生活環境の向上、安全な生活の確保など地域的課題の解決に向けた取り組みを挙げることができます。

しかし、一方で、都市化の進展や価値観の多様化などにより自治意識、コミュニティ意識の希薄化が進み、また、その結果として、自治組織への未加入者が増加の傾向にあることも事実です。

## (自治組織の目的及び活動)

### 生活の場をみんなでよくする活動

みんなでする道路や河川を整備したり、自分たちの生活する地域を美しくしたり、使いやすくしたりする活動

- ・ 河川清掃、道路の清掃、整備
- ・ ごみの収集場所の管理、資源物の回収
- ・ ふれあい花壇の整備
- ・ 除雪
- ・ 集会所の整備

### 交流の場、ふれあいの場づくり

会社や学校の付き合いだけでなく、同じ地域で生活する者同士の交流の場、ふれあいの場づくり

- ・ 新年会、お花見
- ・ 運動会、球技大会などの分館活動
- ・ 地区子ども会
- ・ 区成人式、敬老会等の開催

### 地域課題や悩み事の解決

悩み事や問題は、知恵を出し合い、協力し合って解決

- ・ 冠婚葬祭の助け合い
- ・ 災害時の協力
- ・ 地域全体の問題の解決
- ・ 個人のトラブルや悩み事への手助け

### 行政との連携による活動

- ・ 市政懇談会
- ・ 地区社協の活動
- ・ 防犯活動
- ・ 青少年育成の活動

## (自治組織の役割)

上記、自治組織の目的や活動から自治組織の役割は、大きく次の4つに整理することができます。

生活環境の向上

心豊かに暮らすための人間関係の構築や絆づくり

災害など有事の際の助け合い

行政との連携によるまちづくり

## (2) 自治組織の必要性

地域自治とは、自らの地域を自らの活動で住みよい地域にしたり、地域の課題をみんなで解決したりすることであると考えています。

そして、その基本的な組織として自治組織があり、この活動を通じて協働による地域づくりが行われています。

特に、防災、防犯、地域福祉、介護、子育て、ごみの分別や資源物のリサイクルなどの課題は、地域住民の主体的な活動なくしては解決できない状況にあることを理解すべきです。

## (3) 自治組織が抱える課題

### コミュニティ意識の希薄化

近年、コミュニティの希薄化が問われています。昔から地域が担ってきた相互扶助の機能、例えば、葬儀、子育て、介護などは、企業や行政により代替されるようになってきました。また、道路や上下水道の生活基盤整備が進み、農業の近代化、高度情報化などが地域の共同作業の必要性を薄めてきました。

さらに、少子高齢社会の到来と核家族化、個人の価値観と娯楽の多様化、住民の転出入、経済社会の変容などが、コミュニティの希薄化に拍車をかけています。地域づくりに重要な役割を果たしてきた地域固有の伝統行事や祭りに対する考え方も変わってきているようです。

### 地域が担ってきたまちづくり

もともと地域には、地域の課題を自分たちで解決し、決定していく機能が備わっていました。機能の範囲の違いはあれ、現在も維持されています。しかし、以前は、地域の一員として、お互いが快適に暮らすため、美化の習慣、環境の保全、景観の保持などについて、暗黙のルールや仕組みがごく普通に機能していました。また、防犯、防災、子育て、介護においても、隣近所の交流や普段の生活の中からその仕組みをつくり上げていました。

しかし、時代の変化とともに公共空間の管理をはじめ、地域の課題解決についての行政依存度が強まり、その結果、地域で養われてきたルールやまちづくりの仕組みもその機能を弱めてきたと考えられます。このことは、同時に、住民相互の助け合いや心のふれあいにも少なからず影響を与えてきたと思われれます。

### 伝統か新たな地域自治の創造か

地域自治の仕組みは、地域ごと長い生活や共同作業、相互の助け合いの中から自然とできあがってきました。そして、この仕組みは、強い地縁関係の中で、日々の暮らしの慣習として引き継がれてきました。しかし、時代の変化とともに、地域への人の出入りが激しくなり、自治組織の運営に大きな変化が起きています。例えば、従来からの住民と新しい住民との意見や考え方の相違です。新たな住民が自治組織の仕組みを理解し、また、従来からの住民が新たな考え

方に耳を傾けるなど、うまく調整され新しい仕組みがつくられているところもあります。

しかし、一方では、「理解できないこと」、「新住民のわがまま」などと、ともに受け入れを拒み、摩擦やあつれきを生む場合もあります。そして、この摩擦などから本来地域が解決すべき課題も解決されず行政依存となるのです。以前は地域自ら行うべきこと、解決すべきことを慣習として理解してきましたが、コミュニケーションの少ない人間関係などから、自己主張ばかりが強まり、節度をなくした行政依存体質へと変わってきた現状も一部には見受けられます。

このようにさまざまな人々が入り混じって地域づくりを進めていくためには、あつれきや摩擦を新しい課題として受けとめ、こうした課題を解決していく人間関係の構築と、伝統を守るだけではなく新たな地域自治の創造が必要であると考えられます。

#### (4) 課題とその問題の所在の整理

##### 課題

自治意識、コミュニティ意識の希薄化  
未加入者の増加と地域の連帯感の崩壊  
地域活動の停滞（参加者の減少、参加者の固定化）  
役員等を負担と感ずる。

##### 問題の所在

生活の本拠が地域ではなく、会社であったり、個人的な組織であったりすること。

生活に根ざした共同生活の実践が少なくなったこと。

生活サイクルが多様化しており、連帯意識や相互の信頼を築く日々の交流がないこと。

都市化の進展と共に価値観が多様化してきたこと。

たとえば、区長の兼職が多く、また、広域的な課題まで一人で対応するシステムとなっていること。



## 2 何を取り戻し、何を新たに作りあげるべきか

(昔のような仕組み)

生活スタイルの変化や価値観の多様化など大きく社会が変容する中で、これまでと同様に地域の中でのみ生活の基本的ルールをつくり上げることは困難な状況にあります。例えば、ごみの分別や資源物のリサイクルなど環境対策では、全市的なルールや仕組みをつくり、自治組織を中心に地域で取り組んでいるところです。

また、少子高齢化では、子どもが少なく、防犯上の危険が増す中で、地域における子育ても昔と同じ方法というわけにはいかないのが現状です。さらに、高齢化により介護すべきお年寄りも増えている中では、「昔のような仕組み」を取り戻すことは現実的ではないと考えられます。

(取り戻さなければならないもの)

取り戻さなければならないものは、共助の精神であり、お互いが相手を思いやり、声を掛け合い、支え合うことのできるこころの通い合う地域づくりです。地域自治組織が社会環境の変化により、さまざまな課題を抱えてきている現状も認識されているところですが、協働の基本的な組織として、地域の課題を地域で解決する仕組みは、今もなお、そして今後も隣組・自治組合・区など自治組織が中心であり、重要であると考えられます。

(コミュニケーション)

少子高齢化の状況は、地域によって異なり、また、子育ての環境や災害の危険度も地域により異なります。自ら置かれている社会的・地域的状況を認識し、生活の中でコミュニケーションが活発化すれば、自発的な活動が芽生え、地域の課題解決の仕組みが具体的な活動の中で自然に形づくられ、強化されることになるものと考えられます。

(団塊の世代の地域参加)

今後、団塊の世代が会社生活から地域に軸足を置いた生活になるといわれていますが、地域の中でこの皆さんのこれまでの経験や知識が生かされ、また、地域がこうした皆さんの活躍の場となりうる可能性は大きいところです。こうした社会構造的な変化に対応した新たな地域自治への取り組みも必要です。

(地域自治の確立)

社会環境の変化の中で、再び共助の精神を取り戻し、地域住民全員が自治組織へ加入し、地域づくりの活動へ参加するなど自治組織の活性化を図ることこそが、協働の推進であり、また地域自治の確立であると考えます。

### 3 自治組織の活性化に向けて

- 特に全員の加入に向けて -

#### (1) 自治組織の役割

自治組織は、心豊かで安心して暮らせる生活環境を築いていくための基本的な組織であり、自ら協働のまちづくりを進める上で最も重要な組織です。私たちは、この自治組織が地域づくりになし得る役割を認識し、これに全員が加入し、また、活動に積極的に参加します。

#### (2) 地域自治における責務

ごみの分別収集のルールを守ることや河川清掃への参加、防犯防災などの助け合いは、私たちが地域で生活していくための果たすべき責務です。これらは、地域自治の基本的な形態である自治組織に入っていることこそ、なし得るものと考えられ、それゆえに、全戸加入は当然の責務と認識すべきものです。

#### (3) 地域自らの改革に向けて

交流の場、ふれあいの場といったコミュニティ形成の活動は、地域ごとのやり方、伝統もあり、負担とを感じる人もいれば、大切に楽しいと感じる人もいなど価値観に大きく関わる部分です。こうした活動を含め、活力ある自治組織の運営については、長い歴史の中で築かれた慣習や仕組み、人間関係もあり、対応策はなかなか難しいところですが、入っていることの必要性を実感でき、誰もが安心して入りやすい組織として、また、価値観の多様化や時代の変化に対応した自治組織となるよう、地域自らが改革していくための更なる努力が必要です。

#### (4) 行政の役割

自治組織の活性化、特に未加入者対策は、各地域がその実情に応じて考え、行動することが大切ですが、行政には、そうした課題に対して市全体で取り組んでいこうとする強い意思表示が必要です。そうしたことから、行政は、地域自治の本旨や協働の考え方を踏まえ、自治組織への全員加入促進に向けた規定、取り組みへの目標を盛り込んだ条例等の制定に向けた検討を進め、また、行政、区長会、そして地域上げての取り組みができるよう様々な対応策や環境整備を進めます。

## 4 自治組織と行政の関係

### (1) 自治組織の認識（行政からの認識）

地域自治は、地域の課題を地域の住民全員で解決し、よりよい地域をつくろうとする考え方ですが、この地域自治を進めていくための基本的組織が自治組織です。

自治組織は、この地域自治を実現するための基本的な組織として、よりよい地域づくりや生活環境の向上を目指し、また、災害時や困ったときの助け合いなどのために、生活圏を基本に地域住民が主体的に組織している団体です。

心豊かに暮らせるよりよい地域づくりは、みんなの願いであり、そのためには、地域住民全員が果たしていくべき責務や守るべきルールがあります。また、災害時の助け合いなどもあり、これらは、自治組織に加入してこそ、実現できるものです。

こうしたことから、地域で生活する限りは、自治組織への加入は当然の責務と認識すべきものです。

### (2) 市が自治組織を通じて道路改修要望を把握することについて

上記(1)の概念から、自治組織は、地域の課題を自ら解決しようとしている基本的な組織であり、地域においては、全員が加入することを期待しているし、常に努力をしています。こうした生活基盤の改善のための組織に背を向けた個人的意見を行政が認めることは、地域自治の否定につながることにもなりかねないと考えます。

特に、道路改良・改修などの要望は、地域の中で現状を確認し、地元における対応や危険の度合いなどを協議した上で提出されているところです。

自治組織を通じた要望を尊重することは、地域課題に自ら取り組もうとする協働の視点からすれば当然のことと言わざるを得ませんが、あわせて個人の要望をどう取り扱うか、大きな課題です。このことは、別の見方をすれば、市民参加、意見提言、提案を行政がどのように把握していくかの議論でもあります。市民参加の論点から論ずべきものでもあり、どのような手法で、誰から参加を求めるか、少数意見と多数意見をどのように調整するかなど課題の整理と検討が必要です。

### (3) 自治組織を通じて広報や行政サービスの取りまとめをすることについて

行政には効果的で効率的な行政運営が求められており、こうした視点から全ての事務事業を進めています。その中で、自治組織と行政が連携・協力して事務事業を実施していくことは、この効果的・効率的に事業を進めるといった点から大変重要です。しかし、自治組織への加入の状況から、公平性を確保し、全市民に広報すべきものであるとすれば、その他の手法をあわせて検討する必要があります。

ただし、行政が効率的・効果的に事業を実施するためには、地域組織の協力あるいは主体的活動なしには、対応はできないことも事実であり、そういう意味から自治組織の強化は、重要な行政課題であると認識しています。

## 5 自治組織の活性化のための具体的な対応策の展開

自治組織は、心豊かで安心して暮らせる生活環境を築いていくために、地域住民が主体的に組織するもので、地域自治を進める基本的な組織です。この自治組織が地域づくりになし得る役割を皆で認識し、これに全員が加入し、また、地域活動に積極的に参加していく必要があります。

しかしながら、前述のとおりコミュニティ意識の希薄化や未加入者の増加傾向など自治組織の課題も多いところです。活力ある自治組織の運営については、長い歴史の中で築かれた慣習や仕組み、人間関係もあり、対応策は、なかなか難しいところですが、入っていることの必要性を実感できたり、誰もが安心して入りやすい組織として、価値観の多様化や時代の変化に対応した自治組織となるよう地域自らが改革していくことも期待されるところです。

このため、行政は、地域自治の本旨や協働の考え方を踏まえ、自治組織への全員加入を促す努力規定、取り組みへの目標を盛り込んだ条例等による合意形成、また、全市的な取り組みのための対応策や環境整備を進めます。

### 基本事項

- 1 地域づくり・協働のまちづくりにおける自治組織の重要性の理解及び全市的な合意形成
- 2 価値観の多様化や時代の変化に対応した自治組織への地域自らの改革
- 3 地域自治の本旨や協働の考え方を踏まえた上での行政の的確な対応  
環境の整備や条例の制定に向けた検討
- 4 未加入者の解消に向けた取り組み

## 重点課題

### (自治組織の活動)

生活の場をみんなでよくする活動  
河川や道路の整備・ごみの分別収集  
除雪・防犯・防災・集会所の管理

責務・役割の明確化  
全戸加入 意識改革  
安全安心のまちづくり

交流の場、ふれあいの場づくり  
分館活動・地区子ども会・敬老会・祭

多様化する価値観への対応  
地域への愛着心の醸成  
時代の変化に対応した活動

地域課題や悩み事の解決  
介護・子育て・地域全体の課題

市民団体等との連携・協力  
会議の連続性  
専門的課題へ対応

行政との連携による活動  
防犯活動・道路改修要望・広報

自治組織の主体性の尊重  
連携・協力関係の構築  
地域自治の確立への対応

### (組織・運営)

加入金・区費・自治会費・規約等  
役員(人的人材的)・会議・区域

時代の変化に対応した組織及  
び運営 地域性ある区画

## 具体的な対応策

### 1 市が主体的に取り組む事項

全市的な合意形成・明確な意思表示

責務や役割の明確化と条例の制定

広報・区長会による検討

指針や条例による合意形成

庁内体制の整備(組織における取り組みの徹底)

### 2 地域が主体的に取り組むための環境整備

未加入者解消への取り組み

広報紙の作成 活動への支援

条例と規約との整合

地域活動の推進のための支援

市民団体と連携・協力関係の推進

地域内のサークル活動の推進

地域活動の紹介・情報の提供

---

## 6 市民団体等との連携・協力

---

### (1) 大きな力を生み出すために

例えば、防災を考える上で、地域に宅老所などの施設がある場合は、自治組織のみではなく、こうしたところと連携・協力することで大きな力が生まれます。自治組織、市民団体、企業、福祉施設などが、それぞれの足りないところを補い合う中で連携・協力し、住みよい安全な地域づくりを進めていくことが必要です。

### (2) 地域活動を活性化するために

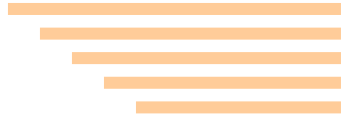
自治組織と市民団体等は、その結びつきが地縁によるか、テーマ(目的・課題)によるかの違いや包括的な課題への取り組みか、専門的な課題への取り組みかなどの違いがあり、活動の考え方も異なるところがあります。しかし、よりよい地域づくりという大きな目的は同じです。お互いに連携・協力することで、地域活動が推進されるものと期待されています。

---

## 7 地域内分権に向けた検討

---

地域自治とは、自らの地域を自らの活動で住みよい地域にしたり、地域の課題をみんなで解決したりすることです。そこでは、これまで行政が担ってきた役割のうち、地域が独自に企画し、実行できるものは、地域にその権限や財源を移していくことが理想です。現在の住民意識や自治組織の実態などを踏まえ、地域内分権とこれに対応できる自治組織の構築に向けて今後検討を進めます。



## 第5章

# 市民参加の推進

- 市民と行政が共通した認識と目標をもって  
協働のまちづくりを進めるために -

市民参加の現状と課題、目的を整理し、市民参加を計画の策定段階、事業の実施段階など参加の段階別により方や仕組みを検討し、市民参加を推進します。

指針5 市民参加のシステムを整備し、市民参加を推進します。

市民参加のシステムとして、市の主要な計画の策定などに市民の皆さんの意見が反映できる仕組みや事業の実施に市民の皆さんが参加できる仕組みを構築するとともに、事業の効果や成果を公表することで、市政運営やまちづくりについての合意形成を図ります。

# 1 市民参加の現状と課題

**テーマ0 白紙段階からの市民参加**  
 市職員の窓口対応のあり方 既存組織の窓口体制のあり方  
 市民要望、市民ニーズ、まちづくりへの提案など市民の声を聴くシステムとは。

**テーマ1 計画策定段階への市民参加**  
 どういった事業や計画を対象とすべきか。(そぐわないものとは。)  
 市民参加の手法はどうあるべきか。  
 多様な参画手法 メンバーの選定 公募・代表等参加を保障すべき人は。  
 対立意見・少数意見をどう調整するか。  
 参加者以外の声をどう考えるか。  
 多様な民意の把握としての制度は必要か。パブリックコメント、アンケート、意向調査  
 地域課題については、区・自治組合を基本としているが、問題点は。  
 その他

- ・ 限られた人が参加しているという印象
- ・ 意見がどのように反映されたか分かりにくい。
- ・ 意見をいつ言ったらよいか分かりにくい。

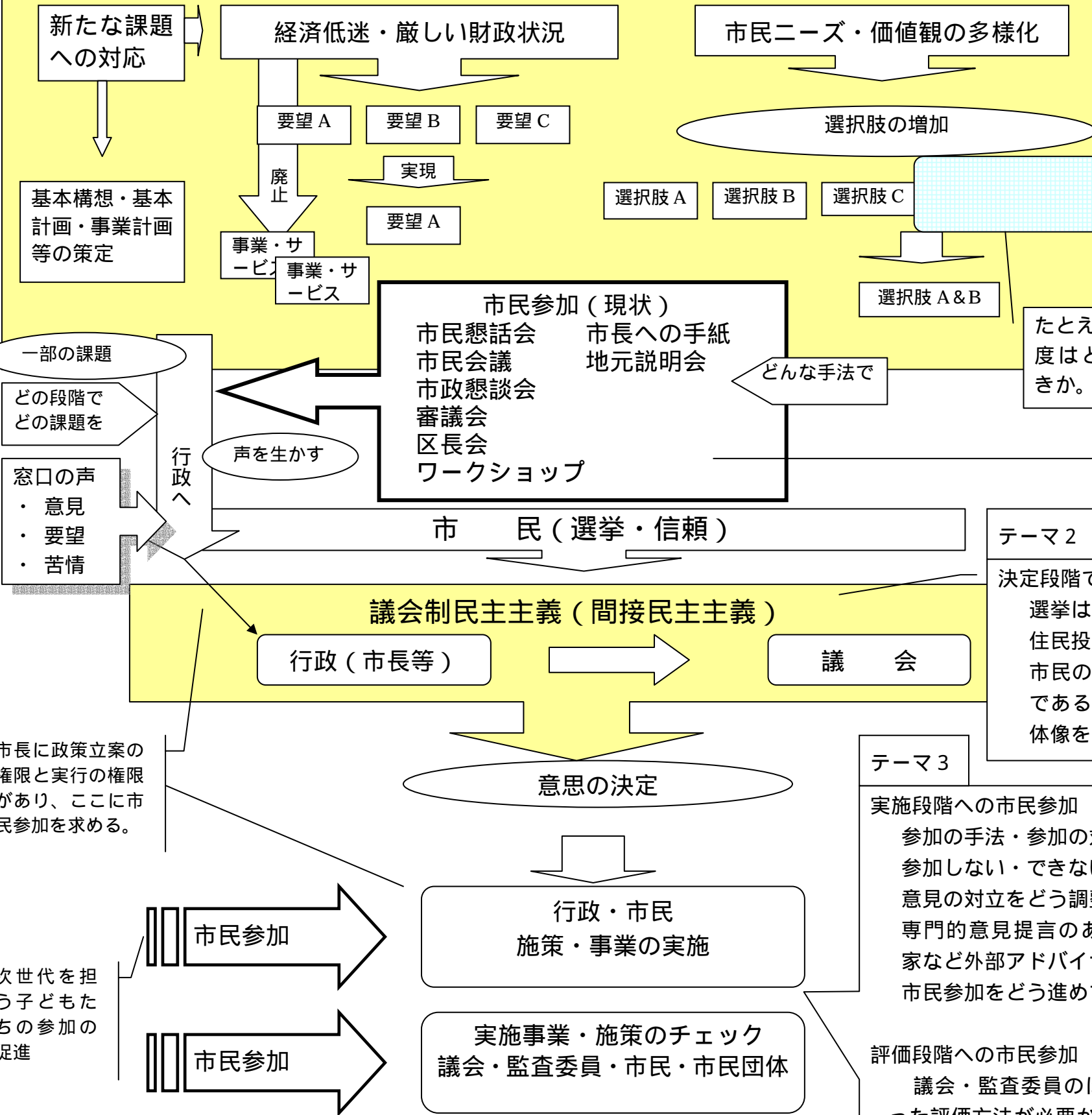
**テーマ2 決定段階での市民参加**  
 選挙は最も基本的な市民参加  
 住民投票をどう考えるか。  
 市民の代表は市長と議員のみであることの上に立って、全体像をどう考えるべきか。

**テーマ4 情報公開(提供)のあり方**  
 市民参加を求めようとする場合、どのように情報公開すべきか。  
 計画の概要、策定スケジュール、参加の方法、進ちょく状況、会議録など。  
 公開の手法はどうあるべきか。

**テーマ3 実施段階への市民参加**  
 参加の手法・参加の対象者  
 参加しない・できない人への対応  
 意見の対立をどう調整するか。  
 専門的意見提言のあり方 専門家など外部アドバイザーの支援  
 市民参加をどう進めてくか。

**評価段階への市民参加**  
 議会・監査委員のほかにどういった評価方法が必要か。

**テーマ5 まとめ**  
 市民参加とはどうあるべきか。  
 市民参加に求めようとしていること。  
 市民の権利・役割、保障されるべきこと。  
 行政の責務、役割、基本とすべきこと。  
 参考 「参加の本質」の市の考え方  
 行政(市長・議会)がものごとを判断し、実行する過程を市民と行政が共有すること、共有できること。



一部の課題  
 どの段階で  
 どの課題を  
 窓口の声  
 ・意見  
 ・要望  
 ・苦情

市長に政策立案の権限と実行の権限があり、ここに市民参加を求める。

次世代を担う子どもたちの参加の促進



## 2 市民参加とは何か

市民参加とは、市の施策等の企画立案、実施、評価のそれぞれの過程において、市民等が民主的又は主体的に参加し、意思決定の過程に関わることで市民等が主体となるまちづくりを推進することです。

自治体の意思決定は、市民によって選ばれた市長と議会による議会制民主主義の制度により行われます。

現在、国・地方を通じて厳しい財政状況にあり、行政が全ての要望に応えることは難しい状況にあります。また、市民ニーズや価値観も多様化しており、市民等の考え方も一様でなく、個々の事情も複雑になっています。こうした状況の中では、行政が行う課題への対応策も、家庭や地域の事情への対応などから、選択肢が増えている状況ではありますが、その中のいずれを選択するにしても、その評価は市民の間で分かれる結果となっています。

このような状況の中で、市では、子育てや福祉などにどう対応していくか、進め方、考え方を基本計画としてまとめ、理解を求めているところです。そして、こうした基本計画の策定や計画に基づく事業の実施の際には、これまでも市民参加のもとで進めてきたところです。

このように、市民参加は、市民が主体的にこうした計画の策定段階から関わることで、なぜその事業やサービスを行政が選択したのか、また実行されようとしているのかを理解することができるものです。

また、市民参加は、行政が抱える課題、地域の課題を市民・行政がともに認識し合い、また、それぞれできること、しなければならないことをどう分担しあっていくべきかを理解することができるものでもあります。

さらには、市民の豊かな社会経験や知識、創造的エネルギーをまちづくりに生かすことができるなど、市民と行政が共通した認識、目標をもって協働作業をしていくことができます。

### 協働との関係

市民参加は、市の管理する計画や事業、つまり、市の責任において行うものに市民の皆さんが主体的に参加し、議論をしたり、事業を実施したりすることであり、協働は、そこから、一歩進めて、例えば行政との関係であれば、対等の立場で責任を共有しながら目標の達成に向けて連携することです。

### (1) 市民参加で何を実現しようとしているのか

#### 地域自治の実現

市民が直接参加することで、まちづくりを身近なものと感じることができ、自らの地域は自らつくるといふ本来の「地域自治」が実現できます。

### 市民合意の形成

豊かな経験をもつ市民の幅広い参加により、まちづくりにいろいろな意見や思いが反映され、複雑多様化する市民ニーズの優先順位付けや利害調整ができるものと期待されます。つまり、厳しい財政状況や多様化する価値観から行政が行う事業やサービスにすべて満足できるという状況にはありません。しかし、この市民参加を通して理解ができる、また、不足する部分は市民自らの力で担っていくという協働のまちづくりにつなげていくことができます。

### 行政の総合化

市民参加により縦割り行政が見直しされるとともに、職員の意識改革が促進されます。

### 市民間の交流

参加市民同士の出会いと交流を通じて、新たなコミュニティ形成が期待できます。

### 知恵の総結集

さまざまな知識・技術をもった人々が参加することにより、多様な知恵の総結集が図られます。

### 人の顔の見える行政

市民、職員それぞれの顔の見える関係を築くことができます。その結果として、市民と行政とが共通した認識・目標をもって協働作業することができます。

## (2) 対象事項

### - どこまで市民参加を進めるか -

市民参加により市民の皆さんによる主体的なまちづくりを進めなければなりません。同時に効率的な行政運営も求められています。特に厳しい財政状況ではなおさらのことです。市民の声を反映し、英知を結集することで、真に必要なサービスを行うことができると考えられますが、すべてについて市民参加を求めることも効率性からいえば非現実的です。このため、市民参加の最も基本とする選挙により選ばれた市長と議員によって行政運営が進められることになっています。いわゆる議会制民主主義という制度で、地方自治制度では最も基本とされる制度であり、自治の根幹をなすものとして理解すべきところです。また、区長会など地域の代表による意見や提言を受けて行政運営を進めることもあります。

このようにまちづくりの現場は、市民の代表による間接的な意思決定と市民参加による直接的な手法が混在しています。行政の意思決定過程への参加や具体的な事業の実施への参加の仕組みやシステムを、市民・行政がともに理解するため、以下市民参加に関する一定の方針を定めるものとします。

### (3) 市民参加の方法

市民参加を進めるための基本は、市民の意見を行政活動に反映することであり、そのためには、市民参加の実例を重ねることが効果的です。加えて、市民参加の手法そのもののあり方についても、参加しやすいものとなるよう検討するとともに、会議のメンバーの構成や意見の集約の方法などといった一定の基準を定める必要があります。

ただし、現在の厳しい財政状況から、この市民参加が行政運営の効率性を著しく低下させることのないよう、また、行政が自らの責任を回避するための口実ととられないよう考慮していきます。

#### 市民参加（現状）

市民懇話会	市長への手紙
市民会議	地元説明会
市政懇談会	ワークショップ など
審議会	
区長会	

#### 市の具体的な取り組み

#### パブリックコメント制度導入の検討

パブリックコメント制度は、市の基本的な政策案の策定にあたり、事前に内容を公表して市民から意見を募集し、それを考慮して政策の意思決定するとともに、提出された意見とそれに対する行政の考え方を公表する一連の手続きをいいます。

市民の市政に対する意見・提案機会を確保するとともに、政策決定プロセスへの市民の参加を推進するための制度です。

これにより、政策形成過程の公平性と透明性を一層高めることができるものと考えられるところです。

### (4) 対象者

市民参加の対象範囲については、事業の規模、内容等により異なるところです。どのような市民を対象に合意形成を図っていくかを十分検討しながら進める必要があります。たとえば、分野別の基本計画の策定では、計画が対象としている市民層や団体、地域を中心に参加対象を検討するケースが多いところです。全市的な事業であるか地域性の高い事業であるのか、また、事業の対象が子育て中の者が高齢者であるかなど、事業ごと、事業内容に適した参加対象者の検討は当然であるとしても、誰でもが意見を言えるという方法も組み合わせとして検討していきます。

また、市民会議や懇談会、委員会といったものを組織する場合、メンバーの選定は公募なのか、代表なのか、また、どの程度公募とするか、参加を保障すべき人はどういった人かなど、実施にあたって常に検討していきます。

### 3 事業等の発想段階における市民参加

#### - 白紙段階からの市民参加 -

政策の形成過程では、初期段階から市民参加を行い、市民ニーズ、市民要望を明らかに、市民の意見を取り入れていくことで、実態に即した効果的な政策が立案できると考えられます。立案された政策の円滑な推進や市民参加による事業の実施は、こうしたプロセスを経て可能となるものです。

#### (1) 市民の声を生かす仕組み

市民要望・市民ニーズ・提案など市民の声を聴く最も基本的な仕組みは、市役所窓口であり、窓口体制や対応の仕方などが重要です。市民参加における市の基本姿勢は「一から話を聴こうとする姿勢」「市民の声を大切に作る姿勢」です。

また、総合的に対応する窓口の創設や市民が市民の声を聴く「市民活動支援センター」なども検討すべき項目です。

#### (2) 市の窓口体制のあり方

市民参加を推進していく上で、いわゆる行政の縦割りの弊害を解決していく必要があります。例えば、窓口業務の一つをとってみても、それぞれの窓口が行政内での横の連携がなく情報が不十分で、市民が満足できる対応ができていない場合が見受けられます。

また、「過去に例がない」「これまではこうだった」というように、必要以上に前例にとらわれた柔軟性のない対応も見受けられるところです。

市民参加の推進は、こうした旧態依然とした組織の課題を一つ一つ解決していかなければなし得ないものです。

市民参加の推進を目指し、行政が少しでも多くの事業において積極的に市民参加を導入していくためには、組織としての意思はもちろんのこと、職員一人ひとりが「市民参加が当然」というような意識で事務事業を行う必要があります。

市民が住むことに誇りが持てるようなまちづくりに取り組んでいくために、まず職員が「まちづくりの専門家」としての強い自覚を持って行政としての役割を果たしていきます。

## 4 計画策定段階における市民参加

### (1) 対象事業 - どのような事業計画を対象とすべきか -

市では、次の施策や事業を行うときは、原則として市民参加を求めます。

市の基本構想や基本的な事項を定める計画の策定や変更

基本計画、マスタープランなど

市政の基本方針を定める条例や市民の義務・権利に関する条例の制定又は改廃

基本方針を定める条例・・・まちづくり基本条例、環境基本条例など

義務や権利に関する条例・・・文化財保護条例など

大規模な市民が利用する施設の建設

施設整備や建設事業は、基本計画や3カ年実施計画により事前の検討や財政調整の上に進めているところです。市民参加を求めるとした場合、時期、内容、参加者などその手法の整理が必要となり、施設の性格や規模に応じて適切に対応します。

市民生活に大きな影響がある制度の導入や改廃

個人情報保護制度、小中学校の通学区域制度、ごみの分別収集制度など

その他市長が特に必要と認める事業

### (2) 手法 - 市民参加の手法はどうあるべきか -

次の方法のうちから、1以上の適切な方法で市民参加を求めます。

市民会議、審議会、地元説明会、市政懇談会、ワークショップ

パブリックコメント、アンケート

### (3) 参加者 - 多くの皆さんが参加するために -

(利害関係)

一般的に市民は、自分に利害関係がないことに対しては関心を持ち難い傾向があり、特に具体的な問題意識を持ち得ない場合には受動的・消極的となり、逆に自分の生活に影響を及ぼすことや関心の強いことに関しては、やや利己的な一面も見受けられます。また、地域や市政の問題に関心を持ち得ない市民が少なからずいることも否定できません。

今後、市民自らがまちづくりに対する自発的、積極的な参加意識を高め、行動意欲を向上させてけるような環境整備に取り組んでいきます。

(参加対象者)

市民参加の対象者の範囲については、事業の規模、内容により異なるところです。全市民を対象とするか、または、利害関係者や地域住民に限定するか、どのように合意形成を図っていくか、手法の選択も含め難しいところです。2(4)で前

述しましたとおり、事業ごと、事業内容に適した参加対象者の検討や参加を保障すべき者の検討は当然であるとしても、その場合であっても、誰でもが意見を言えるという方法も組み合わせとして検討していきます。

#### (4) 多様な民意の把握

- 声なき声をどう把握するか -

市民参加の多くのチャンネルを用意しても、十分な参加者が得られない場合や得られたとしても全市民の人数から見れば、限られた参加者といわざるを得ない場合もあります。

合意形成に向けた市民参加の制度とするためには、その根幹に議会制民主主義という市民の代表による意思決定制度があることを市民全員が理解し、その上で、多くの市民参加の制度を組み合わせることを基本として市民参加を進めます。

---

## 5 決定段階における市民参加

---

#### (1) 選挙 - 最も基本的な市民参加 -

市民が市政を選択する上で、選挙は最も重要な市民参加です。

#### (2) 議会制民主主義

- 市民の代表による意思決定制度を理解し、

市民参加の全体像をどう考えるか -

自治は、本来、自分たちの地域のことを自分たちが責任をもって、自ら考えて行動していくというものです。しかし、現実には、全ての問題について、全ての市民が直接関わって対処することはできません。そこで、自治を効率的に進める仕組みの基本として議会制民主主義があります。

このようにまちづくりの現場は、市民の代表による間接的な意思決定と市民参加による直接的な手法が混在しています。参加とは、直接的に行政の意思決定に関わる、つまり、直接まちづくりに関わることだけではなく、議会制民主主義が基本にあって、これらが混在化しているという全体像を知り、その上でまちづくりの意思決定過程に加わることができるものであることを理解する必要があります。

#### (3) 住民投票をどう考えるか

議会制民主主義を住民自治の基本とする考え方から決定段階に至るまでの過程を大切にし、制度の創設に結び付けるのではなく、市民参加の充実を図り、市政運営に市民の意見を反映させていくよう努めるものとします。

## 6 実施段階・評価段階における市民参加

### (1) 参加の手法

- 実施段階における市民参加の手法 -

事業（政策）の実施段階に多くの市民が参加するためには、計画段階からの市民参加が重要であり、特に計画段階からの市民参加の推進を図ります。また、多様なチャンネルを使って情報提供を行い、加えて、市民団体のネットワークなどを通じて参加を求めることも有効であり、活用を図ります。

### (2) 専門的意見提言のあり方

市民参加は、基本的には事業に対する理解や合意形成という理由から、参加対象者は市民や市民団体等としています。しかしながら、具体的な計画の策定や事業の実施においては、専門家や外部の意見を聴くことで、地域の特性をさらに生かした質の高いものとなることも期待できます。市民参加は、専門的な意見提言を得ることによってその質を高める配慮も必要です。

### (3) 評価段階への市民参加

現在、事業評価は行政内部による評価として実施しています。一方、市民参加により実施した事業については、市民参加の趣旨から、事業の成果や市民の意思の反映状況などを行政内部の評価でなく、専門家や関係者、利用者等の市民を交えて評価することが求められており、制度の構築に向けた検討を進めます。

評価段階への市民参加は、事業についてよかった点や反省点などを広く議論することにより、課題や問題点が明確になり、今後の事業に生かしていくことが可能となるものと考えます。

---

## 7 より市民参加を進めるために（まとめ）

---

確かに、市民全員が自発的に事業に参加することや市の施策すべてに長期間関心を持ち続けるということは難しいことです。従って、普段は無関心であっても、計画や事業のことを知りたいと思ったときに知ることができる、市の計画などをつくる時に意見が言える、決定や実施する過程で参加できる、その事業の効果や成果の内容について知ることができるシステム（制度）を整備することが市民参加においては必要であり、制度の整備に努めていきます。

市民参加を行った場合に、参加した市民が最も関心を持つことは、自らの意見や提言がどのように市政に反映されたかという「結果」についてであると思われる。

結果のフィードバックがされず、その理由も示されないとすれば、結局は「行政は意見を聞きっぱなしで何もしない」との不信感が芽生え、信頼関係を阻害する要因ともなりかねません。

したがって、市が市民参加を行った場合は、可能な限り結果を尊重して施策に反映させるよう十分検討すべきところですが、仮に反映することができない場合であっても、その理由を明示して、市民に対して理解を求めよう努めます。





## 第6章

# 情報の公開、提供、共有化

市民参加や協働のまちづくりを推進するため、行政の持っている情報の公開、提供、共有化を進めるための方策について示します。また、地域においては、個人情報意識される中で地域住民相互の情報をどのように共有すればよいのか、その方向性を示します。

指針6 協働のまちづくりを推進するため、情報の共有化を図ります。

まちづくり全般について、市は必要とする情報をわかりやすく市民の皆さんに提供し、市民はその情報に耳を傾けるよう努めます。また、行政は、市民と行政が互いのことを理解しあいながら、市の将来について議論できる環境づくりに努めます。

## 第1節 行政からの情報の提供及び情報の共有化

### 1 行政からの情報の提供 - 現状の整理 -

#### (1) 全市民への情報の提供

市報  
CATV  
区長会 など

#### (2) 必要とする情報の提供

ホームページ  
市役所窓口  
職員の地域活動

#### (3) コミュニケーションを伴う情報の提供

市政懇談会  
説明会  
市民会議  
市役所窓口  
区長会  
職員の地域活動（地域行事への参加）

### 2 情報の共有とは

行政には、多くの情報があります。しかし、その情報が膨大な量で、さらに専門的すぎる情報であれば、市民は積極的にまちづくりに参加することはできません。そこで、行政は、重要な情報などをわかりやすく解析して市民に提供し、理解を深めてもらう努力を怠るとともに、市民にはその情報に耳を傾けてもらい、これらをもとにまちづくりを考えていくことが大切です。市民と行政が相互に理解しあいながら、市の将来について議論できる環境をつくることが「情報の共有」であると考えています。

### 3 地域での情報の共有 - プライバシーと信頼関係 -

#### (1) 情報の提供及び共有

地域活動を進める上で、地域に関する情報は必要不可欠です。たとえば、防災を考える場合、地域における高齢者の状況や社会的弱者の状況など、日頃から情報を整備しておく必要があります。さらに、取り組みが進むと各家庭の昼間の状況や夜間の状況など、時間帯を想定しての情報も必要となります。

しかしながら、これらは、個人に関わる情報であり、プライバシーや個人情報の保護の立場から、情報の提供を受けることができない場合や情報を持ち得

たととしてもその取り扱いには十分注意が必要で、地域全体で共有することは難しい状況にあります。

地域づくりには情報は必要であり、一方で、情報の保護の視点から取り扱いには十分注意が必要です。

## (2) プライバシーと信頼関係

地域づくりには、さまざまな情報が必要であり、行政からの適切な情報提供も重要です。しかし、時代背景から個人情報については、行政からの提供を受けるにせよ、地域で自ら収集するにせよ、適切な取り扱いが求められていることは認識する必要があります。

そもそも地域づくりにおける基本的な精神は共助であり、地域が日々の生活の中で築き上げてきた信頼関係によるところが大きいといえます。地域の情報をみんなで共有し、適切に活用するためには、この信頼関係が大切であることを理解しなければなりません。

## (3) 情報の把握

- 地域（又は団体）自らが情報を把握し、適切に活用するために -

地域自らが情報を把握し、個人情報に係る名簿などを作成する場合、個人情報保護法の理念を踏まえ次の点に留意が必要です。

名簿などを作成する場合は、その必要性を確認の上、必要最小限の記載項目とすること。

利用目的と配布先を示し、本人又は家族の同意の上で、個人情報を収集すること。同意については、事前に地域の会議や文書で周知することが大切であること。

作成後は、示した利用目的と配布先の範囲のみで利用し、利用を終えたときは、適切に処分すること。

## (4) 行政情報の提供の考え方（地域活動に必要な行政情報の扱い）

- 個人情報保護条例の考え方 -

行政が保有する情報のうち、個人情報の提供については、個人情報保護条例に基づき、限定的にならざるを得ないところです。地域活動にとって情報が極めて重要な要素となることを認識した上で、次の基本的な考え方にもとづき適切な提供に努めていきます。

（次の項目のすべてに該当すること。）

行政が利用する場合と同程度とみなされる公益性があること。

提供を受ける側が自ら情報を収集することが困難であるか、情報収集の必要が急を要すること。

情報の提供を受けなければ、公益的・公共的な協働事業の目的を達成することが困難であること。

## 第2節 市民参加・協働推進のための情報の提供・共有

### 1 市民参加を求めようとする場合の情報提供のあり方

#### (1) どのように情報を提供すべきか

- 計画の概要、策定スケジュール、参加の方法、進ちょく状況、会議録など -

市民参加と協働のまちづくりを進めていく中で、独自の施策を行う場合、行政には「なぜ今この施策を行うのか」「代替案は検討したのか」「費用対効果はどうなっているのか」など、市民に対してより細かな説明をしていく必要があります。

行政が市民に対して情報を提供するという事は、単に情報提供し説明するだけで足りるものではなく、受け手である市民に説明の内容が理解されてはじめて提供を実行したことになります。つまり、政策決定等について情報を提供したとしても、市民に理解されないうちはその責任を果たしたことになることを認識しなければなりません。

また、決定した事項のみを手続的に型どおり情報提供や説明するという一方的な方法では、市民の関心を高めることはできません。

今、行政には、「政策を決定するまでの過程の透明性を高めるとともに、住民と行政が情報を共有し、主体的なまちづくりへの参加を促す」という意味での積極的な情報提供や説明責任が求められています。また、一方で、市民においてもこうした情報に耳を傾ける努力が必要であり、こうした双方の努力によって、協働のまちづくりにつながっていくものと考えられます。

#### (2) 情報の提供の手法

市民と行政が対等のパートナーとしてまちづくりを進めていくためには、情報の共有を進めることが重要です。

「情報なくして参加なし」といわれますが、行政が市民にとって「必要な情報を」「必要な時に」「積極的に」提供していくことで、市民と行政との信頼関係が築かれていきます。市では市報や各種メディアを活用したり、市政運営におけるさまざまな場面で行政情報を市民に提供したりしているところですが、行政は市民が知りたいと思っている情報の把握に努め、適宜的確な情報提供に心掛けていきます。

また、情報提供の際に留意すべき点としては、行政情報にはそもそも分かりづらいものも多く、そのまま流されたとしても市民が理解するのが困難な場合があります。市民と行政との情報の共有化を図るためにも、まずは市民に分かりやすい情報の提供に努めます。

さらに、市民の参加意欲を行政が助長していくための一つの方策として、意思

形成過程の段階から市民に問題や課題を投げ掛けるような方法について検討を進めます。

## 2 情報の共有化

### - 行政がすべきこと -

市民と行政との真の協働を推進するためには、お互いの持っている情報の格差をできるだけ小さくしなければなりません。そうしなければ、行政は、市民の間で何が課題となっているのか、そして何を望んでいるのか分からず、的をはずした公共サービスを展開することになってしまいます。

また、市民にとっては、主体的な市民活動を行おうとしたことが行政と競合したり、また、社会制度上でできなかつたりとせっかくの芽を摘んでしまうことにもなりかねません。こうしたことは、双方の信頼関係を崩し、また、コミュニケーションの阻害要因ともなります。情報の共有化の議論は、まちづくりにとって重要であり、さらに検討が必要です。

情報の共有において、課題の一つに挙げられたことは、市民から発せられた提言や意見、苦情等の情報を受けるための信頼のできる窓口あるいはシステムを持っていないと思われることです。市民にとっては、自分が伝えた意向を職員が担当者レベルで処理してしまったのか、それとも、課長、部長、あるいは理事者まで伝えられたのかわからないまま、時には返答のないまま時間が過ぎることもあります。また、返答があった場合においても、どの部門でどのように議論され判断されたのかを伝えられないまま、ただ結果のみを受け取ることもありえるのです。市民から情報を受けた後の処理システムが十分であるといえないために、信頼を損なうこともあると思われます。

現実、行政への意見や提言、苦情の中には、単なる個人の主観やあまりにも利己的なもの、個人で解決すべき課題も含まれているものと予想され、担当者としてはある程度の事前の精査とその場での対応もせざるを得ないところです。しかし、こうしたものをまったく否定してしまうとすれば、市民の個人的な意向を行政に迅速に伝えられなくなる上に、行政としても生の情報を得ることが困難となります。

市民参加と協働のまちづくりを推進するためには、常に市民の声に耳を傾けるという姿勢を大切し、窓口における意見提言の適切な処理に努めます。



## 第7章

# 市の責務と市民の責務

- 市民参加と協働のまちづくりを推進するために努力すべきこと -

市民参加や協働のまちづくりを推進し、住民主体のまちづくりを進めるために市、市民、またはその両者がともに努力すべきことを示します。(ここで市民とは、市民、市民団体、企業などまちづくりの主体をいいます。)

### 指針7

市の責務や市民の責務を明らかにし、協働のまちづくりを推進します。

## 1 市の責務

市は、「改革の基本とすべき事項」をもとに行財政改革を一層進め、安定的・持続的な行政運営に努めます。

改革の基本とすべき事項 = 市民会議の提言に基づき行財政改革 5 年計画の策定など行財政改革の基本となる 3 項目（社会的弱者への配慮、産業振興、受益と負担の適正化）

市は、協働や市民参加、地域自治の推進に関する総合的な環境の整備、支援等適切な施策を実施するよう努めます。

市は、協働や市民参加、地域自治などの市民活動が主体的に推進できるよう情報の共有を図り、さまざまな機会を創出するよう努めます。

市は、協働や市民参加、地域自治などの市民活動が主体的に推進できるよう、市民への啓発等合意形成への取り組みを実施します。

市は、協働や市民参加、地域自治などの市民活動が主体的に推進できるよう、職員に対し意識改革、研修を実施します。

市は、市民が主体的に行う市民活動をまちづくりに生かし、その進展及び拡充を支援するよう努めます。

---

## 2 市民の責務

---

市民は、自らの意見と行動に責任を持ち、駒ヶ根市全体のことを考慮しながら、協働、市民参加、住民自治（地域自治）などの市民活動を主体的に推進するよう努めます。

市民は、市民活動を行う市民が希望する場合は、情報、人材、まちづくりの手法等に関して積極的かつ友好的に協力し、連携するよう努めます。

自ら豊かな地域づくりの実践者となるために、地域に学び、社会に学ぶための社会参画に努めます。

市民は、自らの生活圏域を構成する一員としての自覚を持ち、その責任を果たすためにも、自治組合に加入するよう努めます。

---

## 3 市及び市民の共通の責務

---

市及び市民は、それぞれの立場に応じて、連携・協力を通じて必要な役割を果たすよう努めます。

市及び市民は、豊かな地域づくりのために主体的に活動するすべての場面において、対等、平等、公正となるよう努めます。

市及び市民は、市民活動を行う市民の自主性や特性を尊重します。





## 第 8 章

### 推進にあたって - 行財政運営の考え方 -

少子高齢化の進展、市民ニーズや価値観の多様化、厳しい財政状況に対応し、地方分権時代にふさわしい活力ある地域づくりに向けた基本的な取り組みが行財政改革であり、協働のまちづくりです。行財政改革と協働のまちづくりは、「誰が、どのように社会的課題や地域的課題を解決することが最適かつ、効率的で効果的であるか、つまり、公共をどのように役割分担していくか」という点で深く関わりあうものであり、ここでは、この行財政改革の推進の考え方を示します。

また、具体的な協働事業に一步でも二歩でも踏み出すことが大切であるとの考えを示します。

#### 指針 8

安定的・持続的な行財政運営を図るため、明確な計画のもとで行財政改革を進めます。

行財政改革や協働の考え方を基本として、活力ある地域づくりに向けた具体的な事業を推進します。

# 1 行財政運営の考え方

## (国の改革)

国においては、厳しい経済状況にあって、日本経済の再生を図る道は「聖域なき構造改革」の迅速かつ着実な実施以外にないとの基本的考え方を堅持し、構造改革の取り組みを一層加速、拡大しているところです。

特に、国・地方の中期経営計画として中期的な財政再建の筋道を示した「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」(いわゆる『骨太の方針』)においては、2011年度(平成23年度)には基礎的財政収支の黒字化を目指しています。

## (当市の行財政改革)

一方、地方自治体にあっても、地方分権の実現と国と歩調を合わせた財政再建を柱とした三位一体の改革やこの第2期改革への的確な対応が求められており、当市にあっても自立プランである「行財政改革5カ年計画」(集中改革プラン)を策定し、計画の実行と的確な見直しを進めながら、この対応に努めているところです。

行財政改革5カ年計画は、三位一体の改革などによる大幅な財源不足基調へ対応するため、協働のまちづくりとともに「改革と創造へのまちづくりプラン」(以下、プランという。)の大きな柱の一つとして策定しました。

今後も行財政改革の推進にあたっては、このは、「行財政改革5カ年計画」(集中改革プラン)を常に見直し、この計画を基本に進めていきます。

## (事業や行政サービスの見直しの基本事項)

行財政改革5カ年計画は、駒ヶ根市が単独での自立を前提とした計画であり、市民会議の意見提言をもとに策定したもので、市民参加により策定を進めてきたものです。

市民会議の提言等を受け、事務事業、行政サービス等を見直しの基本とした事項は、

社会的弱者に対する配慮をした上で、聖域なき見直しを行い、「あまねく広く」ではなく、「必要なところへ必要なサービスが安定して」届くよう、また、「限られた財源で、効率的で、効果的なサービスが提供できるよう」、行政サービスの提供システムを構築すること。

活力ある地域を築くため、経済基盤の確立に向けた産業振興に積極的に取り組むこと。

行政サービスには、常にコストを必要としており受益を受けるものと受けないものとの均衡、公平性、また、現下の財政状況から、適正な利用者負担を求める、つまり、受益と負担の適正化を図ること。

などの3点です。

( 財政見通しと財源調整 )

現時点における当市の平成 21 年度までの収支不足額（一般財源不足額）は、三位一体の改革や歳出歳入一体改革の影響額など具体的積算にあたっては、不確定要素も多く、現在想定される条件のもとでの積算ではあるが、各年度（平成 18 年度～21 年度）の平均で概ね 2 億 6 千万円の財源不足額が生じるものと推計されます。

急激な変化を避けるため、これまでと同様ふるさとづくり基金・財政調整基金の繰り入れなど年度間の財源対策を講じることとしているが、産業振興等による歳入確保策をはじめ、本プランの中で示した考え方にに基づき、できる限り早期に収支の均衡がとれた財政構造の構築に努めます。

( 今後の改革の視点 )

しかしながら、事務事業の見直しによる市民負担の増加あるいは投資的事業の大幅な減少などは、市民生活及び地域経済に大きく影響するため、効率的、効果的な事業の実施に努めるとともに、新たな行政システムである協働のまちづくりを構築しながら、本プランが求める持続的な財政構造となるよう引き続き新たな行財政改革に取り組んでいきます。

「改革の基本原則と視点」は、プランで示したとおりです。なお、行財政改革 5 カ年計画（集中改革プラン）の見直しにあたっては、国の改革の動向や経済の動向を踏まえ、次の事項を常に基本としています。

- (1) 単独での自立の道の計画
- (2) 第 2 期三位一体の改革及び歳出歳入一体改革への的確な対応
- (3) 市民会議の意見提言の反映
- (4) 子育て支援策の充実及び堅持
- (5) 平成 17 年 3 月 29 日付総務省通知「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針」の反映

## 2 推進にあたって

### - 歩きながら考え、考えながら歩く -

この指針は、市民参加や協働のまちづくりが推進していくよう策定したものです。ここでは、なぜ今、こうした議論をしなければならないか時代背景の認識や駒ヶ根市の置かれている状況の検証から始めました。

そこでは、少子高齢化による人口減少や国・地方を通じた厳しい財政状況、そして単独での自立の道の選択などから、行政を中心としたまちづくりだけでは、住んでよかったと思える豊かな地域社会を築いていくことは難しい状況にあることを明らかにしました。

こうした中では、行財政改革など行政がすべきことを行政が確実に行うとともに、職員の意識改革など市民との信頼関係の構築を踏まえ、市民一人ひとりがこの地に暮らす者として、自分たちの地域をよりよくするために、何ができるのかを自ら考え、そしてできることから実行していくことが地域づくりの基本にあると考えています。

現に、こうした考えをもとに多くの市民や団体が自主的主体的な地域活動を行っており、さらにこれらが連携することで大きな力が生まれ、心豊かな魅力ある地域を構築できると確信しています。

この指針では、協働や市民参加とは何か、これらを推進するにあたって大切なことは何かなどといった理念を提示するとともに、具体的な協働事業の実施のための方策を示すことによって、一歩でも二歩でも踏み出すことを期待しています。

市民参加と協働のまちづくりの推進は、今日明日出来上がるといった課題ではなく、考えながら進むといった一歩ずつの課題です。しかし、これは、私たちの世代ばかりでなく次世代まで、市民一人ひとりが豊かに暮らせる地域社会の実現にはどうしても必要とするものです。

協働への思いや考え方も異なるところが多く、すでに実行に移している市民や市民団体等もあるなど、市民の間の温度差も大きい中で、行政としては、市民の合意形成に向けた取り組みや具体的な事業の実施を進めるとともに、市民との双方向の情報の共有を図り、市民の視点からの評価や検証を常に求めながら推進しなければなりません。そして、こうした検証結果を次の取り組みに生かすためにも、市民会議のような検討機関を設置し、市民参加のもとで推進します。